

午前10時30分開会

○たかざわ委員長 おはようございます。ただいまから地域文教委員会を開会いたします。座って進行させていただきます。

欠席届が出ております。山本指導課長が午後1時から出張公務のため、河合統計課長が出張公務のため、末廣商工観光課長が午後1時50分から会議出席のため、森内産業企画担当課長が午後4時半から出張公務のため、それぞれ欠席です。

本日の日程及び資料をお配りしております。議案審査が5件、報告事項は子ども部が3件、地域振興部が5件です。

本日は最初に議案審査を行います。次の報告事項ですが、都合により、子ども部（1）及び地域振興部（1）の報告を先に受け、その後に子ども部（2）に戻り、以降はこの日程に沿って進めてまいりたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 はい。ありがとうございます。

議案審査に当たりましては、千代田区議会委員会条例第17条に基づき、委員長から議長に申し入れ、教育長にご出席を頂いております。教育長におかれましては、お忙しい中、委員会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

それでは、日程1、議案審査に入ります。議案第10号、千代田区印鑑条例の一部を改正する条例について、執行機関の説明を求めます。

○山下総合窓口課長 地域振興部資料1に基づき、印鑑条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

1、改正理由及び2、改正内容をご覧ください。1点目は、①デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第49条による電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正により、移動端末設備（スマートフォン）にも利用者証明用電子証明書の機能を搭載できるようになるため、移動端末機による印鑑登録証明書の申請を可能とするためでございます。改正の内容は、印鑑条例第20条の条文中に、「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード利用者証明用電子証明書」に改め、移動端末設備を追加いたします。

2点目は、②マイナンバーカードのメリットや利便性を高め、非接触型の手続きの活用促進や窓口の混雑緩和を図るため、コンビニに設置してある多機能端末機を、総合窓口課及び出張所に設置するためでございます。改正の内容は、印鑑条例第20条の条文中の「民間事業者が設置する多機能端末機」とあるところを、「千代田区又は民間事業者が設置する多機能端末機」に改めます。

3点目は、③多機能端末機の総合窓口課への設置により、窓口受付システムの端末を廃止するためでございます。現在、本庁舎に設置しております窓口受付システムの端末は、マイナンバーカードを利用するので、申請書を記入しなくてもよいというメリットはあるものの、その後は職員が証明書を発行してお渡しするため、窓口でお待ちいただく時間の短縮にはつながっておりません。そのため、多機能端末機の設置に伴い廃止をいたします。改正内容は、印鑑条例第20条の見出し中及び条文中の「多機能端末機等」を「多機能端末機」に改め、窓口受付システムの端末についての条文を削除いたします。

次に、3、施行日でございます。①につきましては、デジタル社会の形成を図るための

関係法律の整備に関する法律第49条の規定の施行日から施行いたします。②及び③につきましては、千代田区規則で定める日から施行いたします。

新旧対照表につきましては別添のとおりでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願います。

○たかざわ委員長 はい。説明が終わりました。質疑をお受けいたします。

○牛尾副委員長 印鑑条例、印鑑証明をスマホによって、スマホのアプリによって取れるようにするということです。これはほかの住民票とかそういうのも国の法律でそうなるというふうに聞いておりますけれども、スマホでできるようになるということは、スマホにそうした情報なんかも入ると思うんですけれども、何と申しますかね、データが出ていく、それを防止するような対策とか、その辺はどうなっているか教えていただけますかね。

○山下総合窓口課長 スマートフォンにマイナンバーカードと同じ情報を搭載するについても、マイナンバーカードを利用するときと全く同じセキュリティーが対策として取られてございます。ですので、暗証番号を入力していただきまして、それによってその方個人であるということを認証して手続をしていただくこととなります。

○牛尾副委員長 じゃあ、そうした情報が漏れるような、そういった危険性ということはないということでしょうかね。

○山下総合窓口課長 そのとおりでございます。

○たかざわ委員長 よろしいですか。（発言するものあり）

○牛尾副委員長 いま一つ、窓口受付システムの廃止とありますけれども、この窓口受付システムは、このマイナンバーカードを持っていないと利用できなかったものなんですか。

○山下総合窓口課長 マイナンバーカードをお持ちの方が利用するシステムで、マイナンバーカードをお持ちでない方は、窓口で証明書の交付申請書というのをお書きいただくんですけれども、その受付システムでは、申請書を書かずに、マイナンバーカードを機械にかざして申請をしていただくというタイプのものがございます。

○牛尾副委員長 じゃあ、これを廃止したことによって不便を被る方はいらっしゃるということでしょうかね。

○山下総合窓口課長 それを廃止する前提としまして、総合窓口課のフロアに多機能端末機を設置いたしますので、マイナンバーカードをお持ちの方はそちらをご利用いただくということになると思っております。

○たかざわ委員長 今までどおり申請する方は窓口でやるということですね。

○山下総合窓口課長 マイナンバーカードをお持ちでない方は、今までどおり窓口で申請して頂くということになります。

○たかざわ委員長 はい。ほかにございますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 はい。では、以上で質疑を終了いたします。

討論はいかがいたしますか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 はい。それでは、討論を省略してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 はい。これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。議案第10号、千代田区印鑑条例の一部を改正する条例に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○たかざわ委員長 はい。賛成全員です。よって、議案第10号は可決すべきものと決定いたしました。

以上で議案第10号の審査を終了いたします。

次に、議案第11号、千代田区子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について、執行機関より説明を求めます。

○小阿瀬子育て推進課長 それでは、千代田区子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例につきまして、教育委員会資料1に基づいてご説明をさせていただきます。

まず、改正理由でございますけれども、本区の子ども・子育て会議、こちらが子ども・子育て支援法の第77条、こちらを根拠に、子ども・子育て会議条例に基づいて設置をされております。

今般、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律制定に伴いまして、この支援法が改正をされ、子ども・子育て会議の設置根拠が同法の72条に改められるということに伴いまして、所要の改正を行います。

改正の内容につきましては今申し上げましたとおりでございますけれども、この子ども・子育て会議条例に規定をする子ども・子育て支援法の引用条文、こちらを77条から第72条第1項に改めるものでございます。

別紙に新旧対照表をつけてございます。後ほどご覧いただければと思います。

施行期日につきましては令和5年4月1日ということでございます。

説明は以上でございます。

○たかざわ委員長 はい。説明を頂きました。質疑はございますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 はい。では、質疑を終了いたします。

討論はいかがいたしますか。省略でよろしいですか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 はい。これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。議案第11号、千代田区子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○たかざわ委員長 はい。ありがとうございます。賛成全員です。よって、議案第11号は可決すべきものと決定いたしました。

以上で議案第11号の審査を終了いたします。

次に、議案第12号、千代田区保育施設等運営基準条例の一部を改正する条例について、執行機関の説明を求めます。

○湯浅子ども支援課長 それでは、お手元の資料に基づきまして、千代田区保育施設等運営基準条例の一部を改正する条例につきましてご説明をさせていただきます。

教育委員会資料2をご覧ください。まず改正理由でございます。特定教育・保育施設及び特定地域保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準、こちらの

一部改正に伴いまして、特定教育・保育施設を利用する子どもに対する懲戒に関する規定を削除するものでございます。

次に改正内容でございます。懲戒権に関する規定（条例本則第26条）を削除いたします。

新旧対照表でございますが、別紙におつけしております。

施行年月日でございますが、こちらは公布の日から施行いたします。

最後に、根拠規定といたしまして、さきにご説明いたしました、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準でございます。

ご説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○たかざわ委員長 はい。質疑はございますでしょうか。

○林委員 懲戒権に関する規定の削除なんで、これまで千代田区で第26条に該当するような事案があったのか否かというのを説明していただけますか。

○湯浅子ども支援課長 こちら、懲戒に関する基準といいますと、いわゆる虐待ですとか不適切な保育等ということでございます。近年のデータですが、すみません、今把握してございませんけれども、虐待に関するものにつきましては、今年度についてはございません。過去については、申し訳ございません、今手元に資料はございません。

○林委員 今年度はないと。で、過去についてどれぐらい、要はこの条例を削除するんですから、起案したときというのは当然該当する想定をされているわけですよね。それがあつたのかなのか。実質なかったんだったら削除してもいいよねという形になるんで、条例改正のとき、もう少し丁寧な説明をしてもらわないと、区民の皆さんもよく分からないんじゃないのかなと。どういう内規で法規の考え方をやられているんですかね。国のモデルケースの基準のまんま横引きだったと、そういう答弁だったら、なるほどそうですねという形になりますけれども、一応、地方公共団体で、国と対等だとか、都と対等だとおっしゃられているから、執行機関のほう、そこの説明をクリアにしていきたいです。

○湯浅子ども支援課長 民法上につきましては、親の子に対する懲戒に対しては、身体もしくは精神に苦痛を与える制裁ということでございます。いわゆるこちらが虐待というように見解が取られておりまして、虐待の件数自体は、ちょっと、今、申し訳ございません、先ほどの繰り返しになりますが、手元に資料がございませんが。

こちらの規定を改正する狙いでございますが、こちらは国と同じように、体罰を正当化されているというイメージがありまして、虐待防止できる明確なメッセージを発信すること、こちら民法の改正と同様と捉えて、条例の改正にもつながっていると考えてございます。

○林委員 こういうのは、何というんだろうな、議案審査するときに、一応皆さんのほうでは提出予定案件という形で言って、資料要求があればという形になる。で、言えば出てくるんでしょうけれども、ただ、それ、一々言ってやるというのも大変なんで、やっぱり該当、削除とか虐待とか大事なところは、丁寧な、より丁寧な説明をしていったほうがいいんじゃないのかなと。何にもなしで手を挙げて、ボタンだけ押して、改正されましたって、それは一つ、皆さんは楽かもしれないけども、実際問題、虐待で困っているお子さんもいるわけだ。千代田区にゼロじゃないわけですよね。その子たちへのメッセージとして、

何も議論もなしに、何も資料もなしに、こういった条例改正もしていくと。よりいい方向になっていくんだったらその説明をしてもらわなくちゃいけないし、何らかこう、条例をいじくるときには、もう少し重みを持った形で、分かりやすく、僕らじゃないですよ、住民の方が分かりやすくなるような形で、ちょっと庁内で、要は議案の提出の仕方という姿勢の問題になってくると思うんですけど、それをやっていかないと、全部賛成するからいいやという形になってくると、それはちょっと違うんじゃないのかなと。改選後、きっといろんな方が入ってくるんでしょうから、それぞれ専門的な資格を持った方も、そのときに堪え切れなくならないようにしてもらいたいんで、いま一度、どういう流れでなったのか、国の改正もあるんでしょうけども、庁内はどういう手順を経て、真剣に議論して、この一部を改正する条例を提出されたのかというのをご説明していただきたい。

○湯浅子ども支援課長 こちらの条例改正の流れですと、教育委員会の中では、まず部課長会の方にお諮りしまして、それから順次庁内の方に条例改正の手続を上げてきたというところがございます。その中で、今ご指摘のあったような議論というのは特にございませんでしたし、資料の提出についてもしておりませんでした。そちらをおわびさせていただきます。

○林委員 おわびというよりも、やっぱり姿勢で、条例ってやっぱり重たいものだと思います、僕自身は。議員の講演会へ行くときも、本会議の前に眠れますかと、前も言いましたけど、学者の先生が言っていましたよ。あなたたちが手を挙げたりボタンを押すのは、何億何十億の責任と、それと条例で縛ることによって、そこにいる住民の方を縛る行為なんですと。震えるほど、眠れないほど頑張っただけで判断してくださいよという話だったんで。僕にその覚悟があるかということ、一生懸命頑張っている、頑張りますよ、これからも。ただ、執行機関の方も同じような形で、条例で縛るんですから、権利ですよ、住民の。守ったり規制したりというところがあるんで、少しこう、簡単に、さらさらさらという形にならないでもらいたいんですよ。

最後のところは、要はこの26条を削ったとしても、千代田区民の子どもたち、これから生まれてくる子どもたちにとって、影響はない、ある、どちらなのかと。ないんだったら、そうですねと、なるほどになりますし、何らかの影響があるんだったら判断基準にしたいんで、説明をしていただきたい。

○湯浅子ども支援課長 こちらの改正の前、2011年に同じような改正を若干しておるようなところがございます。その後、やはり虐待の防止につきましては、こちらの懲戒権というところが残っている中で、一定の逃げ道みたいになっているところがあったというように聞いてございます。そちらの中で明確にこちらの懲戒に関わる権限の濫用禁止というところを削除するに従って、結果的にはさらに抑制につながるというところがございます。そういったところの狙いに基づきまして、先ほどの繰り返しになりますが、削除しているということで、子どもたちにもそういったところでは虐待の抑制につながるのではないかと考えてございます。

○たかざわ委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 はい。以上で質疑を終了いたします。

討論はいかがいたしますか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 省略でよろしいですか。はい。

それでは、これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。議案第12号、千代田区保育施設等運営基準条例の一部を改正する条例に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○たかざわ委員長 はい。ありがとうございます。賛成全員です。よって、議案第12号は可決すべきものと決定いたしました。

以上で議案第12号の審査を終了いたします。

次に、議案第13号、千代田区家庭的保育事業等の認可に係る設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、執行機関の説明を求めます。

○小阿瀬子育て推進課長 それでは、教育委員会資料3に基づきましてご説明をさせていただきます。

まず1番、改正の理由でございます。昨今のバスでの置き去り事故ですとか、また、今お話がありました虐待等の事件などが背景にございまして、先般、この改正理由に記載のございます厚生労働省令が施行されたところでございます。これに伴いまして所要の改正を行っていくというところでございます。

改正の内容でございます。5項目ございますが、一つ目が安全計画の策定等の規定を創設するものでございます。これが第7条の2の関係でございますが、こちらに創設をしますが、内容といたしましては、設備の安全点検、また職員、利用者の活動等の安全に関する指導、研修、訓練、こんなことですか、安全に関する計画を策定いたしまして、必要な措置を講ずべきことを義務化するというところでございます。

二つ目といたしまして、自動車を運行する場合の所在の確認、こちらの規定を創設いたします。第7条の3に創設するところになります。自動車を運行する場合、利用者の乗車、降車、こちらの際に所在を確認すること。また、降車の際に見落としを防止する装置を備えていくことを義務化する予定でございます。ただし、見落とし防止装置、ブザー等になるかと思えますけれども、こちらを備えることが困難な場合は、経過措置として令和6年3月31日までの間は備えなくてもいいですよという経過措置を設けております。

続きまして、3番、他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準の見直しでございます。こちらは第10条でございますが、今般の見直しで、家庭的保育事業所が社会福祉施設を併設している場合には、両施設特有の設備であります保育室でありますとか、また直接保護に従事する職員、こちらを兼ねることが、現状ではできませんけれども、今般の見直しでできるような規定に変更する予定でございます。

4番、こちらは懲戒権に関する規定の削除ということで、13条の規定を削除する形になりますが、これは民法の改正に伴いまして、こちらの規定を削除するという流れでございます。

5番、衛生管理等の規定の見直しでございます。こちらは14条の関係になりますけれども、コロナ等々の背景もございまして、今般の見直しで、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修や訓練、こちらを定期的実施していく旨を明文化するという

見直しをしているところでございます。

別紙に新旧対照表をつけてございます。後ほどご覧頂ければと思います。

施行の期日でございますが、令和5年4月1日でございます。上記2の（4）につきましては公布の日というところになります。

ご説明は以上でございます。

○たかざわ委員長 はい。質疑ございますでしょうか。

○牛尾副委員長 この千代田区家庭的保育事業等とありますけれども、具体的に言うと、千代田区内ではこういった施設になりますか。

○小阿瀬子育て推進課長 地域型保育事業という中に含まれることになりまして、その中に家庭的保育事業、小規模保育事業、また事業所内保育、こういったものがあります。

○牛尾副委員長 千代田区内に大体何か所ぐらいあるかというのは分かりますか。

○たかざわ委員長 すぐ分かりますか。

○小阿瀬子育て推進課長 申し訳ございません。数か所はありますので、後ほど、（発言する者あり）載せてございます。後ほどご報告させていただきます。申し訳ございません。（発言する者あり）

○たかざわ委員長 調べるのは調べてください。

○小阿瀬子育て推進課長 はい。申し訳ございません。

○牛尾副委員長 じゃあ、ちょっとその間、その間。

○たかざわ委員長 休憩します。

午前10時57分休憩

午前10時57分再開

○たかざわ委員長 委員会を再開します。

では、答弁をお願いいたします。子育て推進課長。

○小阿瀬子育て推進課長 現在7か所でございます。

○たかざわ委員長 牛尾委員。

○牛尾副委員長 家庭的保育、小規模、事業所内保育と。これ、そういったところに安全計画の策定等を求めているわけですが、これ、認証とか認可というのは現在どうなっているんですか。

○小阿瀬子育て推進課長 認証、認可に関しましては、都が認可権者というところになりますので、認証は都が取り扱っている保育所でございますので、区の権限ではございませんけれども、東京都のほうでこちらの安全管理の条例等々を定めているというふうに認識してございます。

○牛尾副委員長 ということは、その認可、認証についても、今回の省令で同じように安全計画の策定とか自動車運行する場合の所在の確認というのは、もうちゃんとつくと、策定するということによろしいんですかね。

○小阿瀬子育て推進課長 さようでございます。

○牛尾副委員長 で、この12月15日の保育所等における安全計画策定に関する留意事項ということで、厚労省が出しているわけですが、条例を見てもそうですけれども、安全計画策定といいますが、かなりボリュームがあるなという内容になっていると思うんですね。保育所等の安全点検実施に関することはもちろん、保育士等の職員に対し、

保育時、散歩時のこととか、あとは安全確保を行うための指導とか、かなり詳細なものをつくらなきゃいけないなというふうになって、もちろんこれは大事なことですよ。それをつくるに当たって、保育所任せというふうになるのか、それとも、つくるに当たっては、区として、こうしたところは必要なんじゃないかとかいう、助言といいますか、支援といいますか、そういうのを行うのか。そのところはいかがなんでしょうか。

○小阿瀬子育て推進課長 現状でも各保育所、消防の関係で消防計画でありますとか、また防災の関係で避難確保計画とか、いろいろ今策定している状況の中でありまして、安全に関すること、一定程度その業務内で実施している部分もございます。一方で、こういった今般の改正があって、安全計画等々を策定するというのもございますので、こちらは国からも、今、牛尾委員からお話がありましたけれども、ある程度のひな形等々も示されているところでございますので、そちらなども活用しながら、家庭的保育事業、小規模保育事業の方、保育事業所の方にはそういったところを説明しながら、この策定に協力をしていけるというふうに思っているところでございます。

○たかざわ委員長 担当部局も関わっているということでよろしいですね。

○小阿瀬子育て推進課長 さようでございます。

○牛尾副委員長 あといま一つ、区立保育園とか認証保育園、または私立の認可保育園、ここが安全計画をつくる場合は、そこはどこが関わるといいますか、策定するために……

○たかざわ委員長 サポートして。

○牛尾副委員長 サポートするかと。

○小阿瀬子育て推進課長 こちらにつきましては、詳細にどうするということまでは正直なところ決定していないところではあります。部内等でもよく協議しながら、そこら辺もちょっと決めていきたいというふうに思っているところでございます。

○牛尾副委員長 あとは、この計画をつくりましたと。もちろんこれだけじゃ駄目なんですよね。その後、その計画に基づいてしっかりした保育事業がされているかどうか、自動車の運行についてもちゃんとされているかどうかというのが必要になってくると思うんですけれども、その計画に沿った保育が行われているかの確認というのは、どういうふうになるんですか。

○小阿瀬子育て推進課長 こちら辺の部分につきましても、どのタイミングでこういったことをしていくのかということも含めて、課内、部内でも協議をしまいたいというふうに思っているところでございます。

○たかざわ委員長 要するにそれは決まっていないということ。いつ、どのように点検していくのか、確認していくのか、チェックしていくのかというのは、決まっていないということですか。

○小阿瀬子育て推進課長 具体的にいつというのは決まっていないところでございますので、そこら辺をどうしていくかということについては、組織内で検討し、決めていきたいというふうに思っております。

○たかざわ委員長 子ども部長。

○亀割子ども部長 答弁を補足させていただきます。

この安全のことに关しまして、今回、条例全般的に改正しているところの趣旨というのが、バスでの事故ですとか保育園での虐待の事件というものを受けての強化という趣旨が



あります。当然のことながら、今、園でも安全計画マニュアルみたいなのをつくって運営しています。それに対しては、指導検査等で本庁にいる職員のほうが入っていったりして確認をしているということをもっとこれ、条例に明文化をして強化するというのが今回の趣旨です。様式が、ご指摘のとおりかなり複雑でボリューム感があるので、これはちょっと、こちら、本庁にいる職員も含めて手伝って策定をしていかなきゃいけないんですが、よりそれを確立することで安全管理を徹底するとともに、そのチェックや確認というのは、引き続き指導検査や子ども支援課、子育て推進課のほうでやっていくという体制を取るとというのが今の想定です。

○たかざわ委員長 牛尾委員。

○牛尾副委員長 あと、これからももちろんそうした安全計画を策定する。で、職員、保育士に対して研修、訓練等を行っていくというのは非常に大事なことですけれども、いま一つ、こういった事故が起こる背景に、やっぱり職員の多忙化というものもあると思うんですよ。どうしてもやっぱり人的ミスとか、あと虐待をしている。もう虐待はいけません。絶対いけないですよ。絶対いけないですけど、コロナなんかでストレスがあったみたいなことを言っていたというのものもあるし、やっぱりそこには保育士の負担が増えていったということについても対策を取らなければ、根本的には、安全計画をつくっても、そうしたところも対策を取らなければいけないと思うんですけども、その保育士の負担軽減とか職員に対する負担軽減とか、そこも併せて対策を取っていく必要があると思うんですけども、その考えをちょっとお聞かせください。

○小阿瀬子育て推進課長 そうですね。保育所を円滑に運営していくためには、やっぱり職員の方のそういった労働に関するところ、そういった環境を整えていく必要性というものは十分あるかと思います。現状でもいろいろ保育園の園長先生の集まる会合等々とか、また巡回、私どもの保育士の先生が巡回、保育園に巡回に行って、いろいろ様々そういった悩みを聞かせていただいたりとか、そういったことをさせていただいている中で、やはりそのような報道もされている中で、そういう保育士さんの環境のことにすること、こういったことも課題になってきていると思いますので、そこら辺は、私どもといたしましてもやはりないがしろにできない部分というふうに考えてございますので、そういった巡回とか、また保育園の園長先生の会合とか、そういったところでお話を聞く。また巡回のときにお話を聞く。そういったところで現場の声を吸い上げていく。そういう体制をさらに整えて充実させていきたいという思いはあるところでございます。

○たかざわ委員長 負担軽減のための働き方への対策というのは取っているということですか。

子ども支援課長。

○湯浅子ども支援課長 一定程度負担軽減になるような、保育士の人数の加算補償ですとか、そういったところは今実施しているところではございます。さらに、今、量のほうから質のほうへと転換を図る中で、新たなそういった負担軽減も、今、検討しているところではございます。

○たかざわ委員長 いいですか。

○牛尾副委員長 はい。

○たかざわ委員長 林委員。

○林委員 7か所まで、いいところにいったんで、続きをやらないと。

まず（1）の7条の2項の、7か所千代田区であります。で、このマニュアルというか、義務化というのは、千代田区が独自にやるものなんですか。それとも全国一律同じようなものにするんですか。条例だから千代田区でやってくださいよとは言うんですけども、港さんと中央さんとえらい格差があったら、これ、子どもたちに不利益になるし、保育士の方も不利益になるんで、国は地方分権という名の下に、任せますよと、そりゃ地方の山奥には企業内保育所なんかは造れるわけがないんで、できないんでしょうけれども、少なくとも23区は、同じような基準、同じようなレベル感でないと、良質なというか、まあ、いい悪いじゃないね、本当に困った保護者の方たちが保育に預けられない状況だけは避けなくてはいけないんで、どういうマニュアルづくりとか義務化を想定されるのか、お答えください。

○小阿瀬子育て推進課長 こちらにつきましては、似たような形で各自治体、条例のほうを改正するようなところはあるかと思っておりますけれども、最終的には区が定める条例というところがございますので、それぞれの区の地域性があって、それぞれの園のやっぱり事情があってというところがありますので、そこを勘案した上でつくっていくべきものと考えているところでございます。

○林委員 そうですか。随分見解が違ふ。私は、保育というのはナショナルミニマムというのが絶対必要だと思っているんですよ。区ごとにやったり、面積ですとか保育士さんとかのいろんな面が凸凹になると、これ、子どもたちにとって極めて不利益なんで、これ、条例は各自治体、地方公共団体が定めるものですが、実際に義務化のといったら、課長会でも部長会でも横並びのものを同じような形でする努力は必要ではないのかなと思っておりますが、そこは全然見解が違ふんですかね。千代田区独自の。いい面もありますよ。条例というのは、よりよくするものと、これ以上悪くしない歯止めをかけるものですから、もっとよくしちゃうんですか。ぎゅうぎゅうのかなり厳しい形に千代田区型でやろうと課長は思われているんですか。

○小阿瀬子育て推進課長 もちろん、そうですね、国の厚労省令が施行されたことに伴うところで、その部分についてはその枠の中で改正していかなくちゃいけない、その枠の中を遵守するような形でやらなきゃいけないところがあると思います。一方で、区、また特に保育園ですね、保育園のほうで事情があるかと思っておりますので、国から示されている安全計画などのモデルがあるかと思っておりますけれども、そういったところを参考にしながら、各園の事情に合わせて守るべきところは守りますけれども、各園の事情も勘案してつくるべきものというふうに考えております。

○たかざわ委員長 子ども部長。

○亀割子ども部長 すみません。答弁を補足させていただきます。

今回、国のほうが省令を出してしまして、安全管理基準ですとか衛生面の部分ですとか、安全計画を策定するバスの話は全部一律です。これは統一的なもので、で、どうしてこうばらばらに条例があるかと申しますと、それぞれの設置者というか、認可のところはそれぞれの責任を負うこととなりますので、先ほど認可保育所については懲戒権だけだった理由はそこで、残りの安全管理の部分のほうは東京都がやります、設置者の。で、我々本区においてはこの地域型保育という部分が認可でありますので、ここの部分を所管して、主に国

が定めるこの標準的な安全計画等を策定していくということになります。

○林委員 分かりました。それですと、全国で同じような基準になると。企業でやっているところは厳しい基準で、本当に小さな小規模の経営体のところは、緩くというわけではないということが確認できましたので、そこから、ここからが（１）の7条の2のところ、千代田区がやるべきことって、こんなことがあるんじゃないのかなと思うのが、一つが、お金のある自治体なんで、現金給付って、これは楽ですし、喜ばれるし、感謝もされる。よく言われるんですけども。こういうところにお金をかけてあげて。小規模な保育事業者で、保育士さんがこれをやったりすると、保育の質の低下になってしまうわけですよ。ここのサポートを千代田区ができるような形を少し取ってもらうとか、何らかの工夫をやってもらいたいというのが一つです。

もう一つが、次の条に行き、7条の3に行って、自動車、これ、バスで痛ましい事故がありました。千代田区内でこの条例改正に該当するようなバスを運行している事業者というのは、あるんですか。

○小阿瀬子育て推進課長 まず2番目の質問の、こちらの自動車を運行しているところがあるかということにつきましては、ないというふうに認識をさせていただきます。家庭的保育の中でですね。

それで、保育士をサポートすることにつきましては、そうですね、ここはやはり課題と認識させていただきますので、そこは部内でも協議しながら決定をしてきたいというふうに思っているところでございます。

○林委員 分かりました。じゃあ、7条の3というのは、該当するところがないと。千代田区内で、近隣のところ、近場のところに皆さん子どもを預けたいですから、当然のことながらバスの巡回がないから、ほとんど意味のないことだけれども、全国一律やらなくてはいけないんで改正すると。

次の10条の関係のところ、これも社会福祉施設と併設しているところ、ここは何か所ある。あるなら。

○小阿瀬子育て推進課長 こちらも恐らく小規模保育で、もし該当するのであれば一つかなというふうに考えておるところでございますけれども、家庭的保育事業ではないというところでございます。

○林委員 今回の条例に該当するところはないということによろしいんですかね。

○小阿瀬子育て推進課長 1か所あるというふうに認識させていただきます。

○林委員 やっぱりあるんですよ。あるんだとするんであれば、ここも、これも現物給付がいいのか現金給付がいいのかと同じような形で、1か所あるんでしたら、どういうふうに、お金ですよ、保育の質を担保するために千代田区の税金を投入できるのかということ、職員を兼ねるわけですから、片方は保育士、片方は違う職種という形なんで、この考え方の整理というのは、区内で条例改正する前にやられたんですか。それとも今後条例が改正されてから考えていく。どちらなんでしょう。

○小阿瀬子育て推進課長 現状におきましては、1か所の施設と保育士さんの負担感の軽減というところにつきまして、具体的な検討というのはまだしておるところではございませんので、今後、該当の施設さんとは、そういった面も含めて協議をしてまいりたいというふうに思っております。

○たかざわ委員長 子ども部長

○亀割子ども部長 答弁を補足させていただきます。

1か所ございますのは、社会福祉施設という子育ての複合施設になっておりまして、小規模保育と子育てひろばというようなものが併設されております。いっとき預かり。今回の法改正の趣旨というのが、設備の安全確保の観点で、保育に支障のない限り兼ねることができると。どういうことかと申し上げますと、今までは設備面も保育士さんが管理として、お仕事としてやっていた。でも、これが支障がもしあるんですよということであったら、その仕事はできないということになります。ですので、その分の人的措置をしていかななくてはいけないということになります。

当面、現該当施設においては、そうした支障がないということで、来年度、特に人的措置をしておりませんが、ほかの施設でもこういうことがあって、大きい施設であればあるほど設備点検ですとか設備の保守に関する仕事があれば、その部分は区のほうで人的措置をして、保育の質を高めたいという考えでございます。

○林委員 分かりました。

では、次の（４）と（５）、まとめていきます。まず懲戒権については、先ほどの条例改正と同じような形で、これを削除しても問題がないということを説明していただきたいのと、最後の衛生管理等のもので。これ、小規模のところは衛生管理の研修や訓練というと、極めて困難だと思うんですね。５人ぐらいしか保育士がいなくて、手を洗いましょうとか、シュッシュしましょうとか、洗い物はとかというの。ここを何か千代田区は考えられているんですかね。全体的に、一遍にまとめてやっていくとか。これが、ひいては子どもたちのためになるわけなんですよ。独自にやればら感よりも、どういふうに、またこれも今後考えるというんだったらそうなんでしょうけども、やっぱり条例改正を出す前に、そこまで詰めて部内で考えてもらってから出してほしいなというのがあるんで、改めてですけども、（４）と（５）、１３条と１４条についてお答えください。

○小阿瀬子育て推進課長 まず（５）番につきましては、こちら施設と具体的なお話、研修や訓練をやっていくためにどうするかとかということまでは、ちょっと協議をしていないところがございますので、申し訳ございません、今後——（発言するものあり）あ、研修ですか。研修で、保育士の方とか、そういった方に研修等々で、こういう安全に関するとか、あと食中毒の予防でありますとか、また感染症に関することも、映像研修のほうで現状させていただいているところがございます。こういったことも……

○たかざわ委員長 休憩します。

午前11時19分休憩

午前11時19分再開

○たかざわ委員長 委員会を再開いたします。

答弁をお願いいたします。担当課長。

○小阿瀬子育て推進課長 申し訳ございません。ちょっと答弁を訂正させていただきます。申し訳ございません。現状では、まだこちらについても詳しいご説明等々はしておりませんが、来年度、映像研修といたしまして、こういった保育士さんの食中毒に関することや、感染症に対する手当ての仕方とか、そういったような、映像で見れるよう

な研修をできるように考えておるところでございます。こういったものも活用して、訓練、研修、こういったものを定期的にやる。また個人でも見れるようにする。そういった環境を整えていきたいというふうに考えておるところでございます。

○たかざわ委員長 えっ、虐待に関しては。

○小阿瀬子育て推進課長 あと、懲戒権に関する規定の削除のところにつきましては、今般、繰り返しになってしまいますけれども、民法の懲戒権の規定が削除され、子どもにそういった懲戒を加えてはいけないというところの趣旨がございますので、こちらにつきましても、13条を削除するというところで、今般一部を改正するというところがございます。

○たかざわ委員長 林委員。

○林委員 そうすると、懲戒権の13条については、今までより悪くならないように防止する歯止めをつくると。

14条に関しては、映像等々で、負担感で、これ実際、保育の方が研修を受けるだけで多分負担だと思えます。保育士のやる側からすると。とはいえ、もし事故が起きたときに大変なことになるわけですから、ここも予防的なものを、千代田区としてできないところは、企業体はできるんでしょうけども、小規模な事業体のところは区のほうで現物給付という形でやっていくと。

安全計画についても、7条のほうに戻っても、ここも研修、訓練のバックアップというか、現物給付ですよ。これ、お金を配るんじゃないで、よりいい保育士、保育の質を担保するために区税を投入すると。

自動車については、痛ましい事故がありましたけど、千代田区にはない。あまり関係ないけれども。

総体的に見ると、今よりも、現状よりも虐待等々ができないような形で、より悪くしないような形で、安全面についてとか衛生面についても、区ができて得る限り、別にお金に物を言わせというわけじゃなくて、できることから、現実に預かっている子どもたちのこれ以上質が低下しないような形の歯止めになるような、今回の一部改正の条例という受け止めでよろしいんですかね。

○小阿瀬子育て推進課長 さようでございます。

○たかざわ委員長 牛尾委員。

○牛尾副委員長 先ほど、この家庭的保育事業等ではバスの運用をしているところはありませんよということだったけれども、この条例の対象にならないんですけれど、例えば私立の幼稚園とか、バスを利用しているところがあるじゃないですか。あとは、今、学校で言えばお茶小がバスを使って送り迎えしていると。ここについては同じような対策が取られていくということでもよろしいんですか。（発言する者あり）一応それだけ。

○林委員 でも、議案審査……

○たかざわ委員長 今の質問というのは、議案とは関係ないものと判断しますが、よろしいですか。

○牛尾副委員長 じゃあ、また違うところで。

○たかざわ委員長 はい。では、そうしていただきます。

ほかにございますか。

○小野委員 今回、この安全計画の策定がされるということで、既に、今、安全計画マニ

ュアルを活用されていて、そこに追加の項目などで強化がされていくということなんですけれども、もしも、今までの安全計画マニュアルはきちんとクリアされていたと思うんですけれども、強化することによって、4月1日の状態で満たされていない項目があった場合というのは、どういうふうになるんでしょうか。

○小阿瀬子育て推進課長 そうですね。満たされていない部分については、保育事業者にもご説明をさせていただきながら、協議をさせていただきながら、策定の協力を区のほうでもできることをさせていただくところになるかと思えますけれども、一義的には保育所のほうで策定をするというところでございますので、協力はしてまいりたい。このように思っているところでございます。

○たかざわ委員長 よかったですか、小野委員。

○小野委員 すみません。ちょっと私の言い方が分かりにくかったかもしれません。最終的に安全計画の策定ができて、それが4月1日からということが記載されています。その段階で確実に全てがクリアできるというところと、場合によってはクリアできていないねという項目が発生する可能性がゼロではないと思うんですね。その場合にどういうふうになるのか。例えばここで自動車を運行する場合の所在という、改正内容のところは措置期間がありますけれども、上の（１）番の安全計画の策定のところでは、義務化というところで終わっていて、経過措置が特に記されていないので、もしその辺が分かるようでしたら、ちょっと教えていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○小阿瀬子育て推進課長 4月1日以降に満たされていないところをどうするかというところでございますが、その状況にちょっと今なっていない状況もございまして、ちょっと分かりかねてしまう部分はあるんですけれども。そういったところで不備等が発生するようであれば、事業者とも協議をさせていただきながら、その方策について協議をしながら決定をしていき、そうですね、まずは不備がないような形でこの安全計画を策定すべきものと考えますけれども、4月1日時点でそういったところの部分が判明したところであれば、事業者とも協議をしながら、修正するなりして決めていくべきものと考えておるところでございます。

○たかざわ委員長 子ども部長。

○亀割子ども部長 すみません。小野委員のご質問にお答えいたしますと、安全計画を今回標準化のものが示されておりますが、ここでやっていなかったものというのは基本的にないと考えています。これ、やるのは、マニュアルは膨大なんですけども、例えば設備の点検をいつやったか、散歩のコースと日時をどのように整理して誰が面倒を見るのかとか、そういった記録を事前を書くことで、誰がどこに行っているのか分からないということがないようなものを明文化していく取組で、何々をしなければならないというよりは、そうしたことによって、こういった観点で確認を取ることというようなことが示されていますので、今、我々の中でやっている園運営の中での安全管理を、このような形で見える化をして、これに基づいてしっかり運営していくというところの効果があるのかなと思っていますので、特にこれで不足の部分があるとかではないと考えています。

○小野委員 はい。ありがとうございます。

○たかざわ委員長 よろしいですか。

○小野委員 はい。

○たかざわ委員長 ほかにございますか。よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 以上で質疑を終了します。

討論はいかがいたしますか。省略してよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 はい。それでは、これより採決に入ります。議案第13号、千代田区家庭的保育事業等の認可に係る設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○たかざわ委員長 はい。ありがとうございます。賛成全員です。よって、議案第13号は可決すべきものと決定いたしました。

以上で議案第13号の審査を終了します。

次に、議案第14号、千代田区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、執行機関の説明を求めます。

○吉田児童・家庭支援センター所長 それでは、お手元の教育委員会資料4に沿いまして、本件をご説明させていただきます。

本件は、先ほど申し上げましたとおり、他県でおきました認定こども園の送迎バスでの痛ましい事故でありますとか、不適切な虐待でありますとか、そういったような事案を受けまして、国のほうの放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準、これが改正されました。これに伴いまして、本区のこちらの条例についても改正を行うものでございます。

内容といたしましては、2番にありますとおり、本区の条例、第7条の2といたしまして、安全計画の策定等、これを追加いたします。こちらの内容は、各事業者が利用者の安全確保を図るため、その安全計画を策定する。その内容を職員に対して周知するとともに研修及び訓練を定期的実施するというものでございます。

次の（2）の内容でございます。第7条の3といたしまして、自動車を運行する場合の所在の確認、これを追加いたします。こちらの内容は、各事業者がバスを運行する場合におきまして、利用者が自動車の乗車及び降車の際に点呼等により確実に所在を確認するというものでございます。

次の（3）でございます。第13条の2といたしまして、業務継続計画の策定等を追加するものでございます。こちら、各事業者が、感染症や非常災害の発生時におきまして、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するため、業務継続計画を策定するとともに、その内容を職員に対して周知する、あるいは研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならないとするものでございます。

最後、4番目でございます。第14条の2、こちら、現在も感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のために必要な措置を講ずるといふような規定がございますが、こちら、この国の基準の改正に伴いまして、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のために研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施するということで、より具体的な内容に改正するものでございます。

今申し上げました内容は、新旧対照表、別紙をおつけしておりますが、そこに記載して

おります。

続きまして、施行期日でございます。本件は令和5年4月1日の施行でございますが、先ほど申しあげました改正の内容、2番のところですね、その（1）安全計画の策定等に係る部分につきましては、1年間経過措置がございまして、令和6年3月31日までの間、努力義務ということになっております。

なお、補足で申し上げますが、改正の内容の（2）自動車を運行する場合の所在の確認に関しまして、現在、千代田区の放課後児童クラブ、学童クラブにおきまして、バスを運行している事業者はございませんが、その可能性も今後あるということで、こういった規定を盛り込んでおります。

ご説明は以上でございます。

○たかざわ委員長 はい。説明が終わりました。質疑はございますでしょうか。

○牛尾副委員長 放課後児童健全育成事業ということで、これは学童になるんですけども、これは当然アフタースクールなども対象になるんですよ。

○吉田児童・家庭支援センター所長 アフタースクール、すなわち学校内学童クラブと存じますが、そこも対象になります。

○牛尾副委員長 これも先ほどと同じように、やっぱり安全計画をつくるという点では、やっぱり職員さん、非常勤さんの負担にもなると思うんで、そこは区としても一緒になって作成すると、サポートするというところでよろしいですか。

○吉田児童・家庭支援センター所長 こちらの改正の内容ですとか、国から来ましたこの留意点等の事務連絡、これは早めに情報提供しておりまして、あと今後ちょっと策定の状況も随時ヒアリングしながら、何かお困りの状況があれば、我々としても全面的にサポートしていきたいと考えております。

○牛尾副委員長 これも先ほどと同じですけど、やっぱり、もちろんこういった安全計画をつくるというのも大事なんですけれども、保育所と違って、学童の場合は子どもの人数が多くて、それだけ先生方の負担というののもかなりあると。その辺のサポートも、安全計画をつくるサポートと同時にしっかり行っていただきたいと思っておりますけれども、そこだけお聞かせください。

○吉田児童・家庭支援センター所長 そうですね。おっしゃるとおり児童指導員の確保というのは重要でございまして、もともと補助金のほうでも当然人数に見合った形で指導員を増員できるように措置しております。今後もそういった面で運営をサポートしていきたいと考えております。

○牛尾副委員長 はい。

○たかざわ委員長 よろしいですか。

林委員。

○林委員 ご説明、だんだん丁寧になってきたんですが、対象施設と、この条例改正に関わることのある子どもたちというのは何人ぐらいなんですか。

○たかざわ委員長 分かりますか。

○吉田児童・家庭支援センター所長 千代田区の中の学童クラブ、これは24ございまして、大体、そうですね、ちょっと正確な数字は、異動がございましてけれども、今年度の在籍児童数は約1,100少々と、1,100強ですかね、約1,100人程度在籍しております。



す。

○林委員 別の資料で1,163、学童にお世話になっている子たちがいると。

で、この計画等々をつくるというのが、僕が前も言いましたけど、やっぱり保育園と違って、本当に学童の先生たちって楽しく過ごせる時間があって、やっぱり1分1秒でも子どもたちと、まあ、保育士もそうだけど、触れ合ってもらいたいですね。ここも、あんまり英語でサポートというよりも、学童のほうで、もうちょっと資金とか、ぐっと出せるような形になるんでしょうかね、こういう基準をつくることによって。そんなのはできないんですか。

なかなか、見ていると待遇というのがあんまりよろしくないのに、またいろんなことをやらなくてはいけない。安全の計画を策定したり、いろんな必要の措置をと、研修をしたりと、これはやっぱり子どもたちと触れ合う時間とはちょっと違うカテゴリーになるんで、こういったところも、時間外のような形で、資金的なものをサポートできるような形。資金の投入だよ、公的資金投入という形にできるようになるんですかね、こういう条例をつくることによって。今までは条例がないからできなかったと思うんですけども。訓練するときにも、どうぞ、訓練代です、みたいな形でできるのかな。

○吉田児童・家庭支援センター所長 補助金につきましては、今年度から新たに、各クラブのほうで必要な研修を受講する場合、またはクラブのほうに講師をお招きして何らか研修する場合の費用というのも新たに設けておりますので、今回、一つきっかけとしてこういったような条例改正がございますので、各クラブのほうでも、こういったところで、これに必要な何らか、例えば衛生管理の訓練であるとか、そういったことも行うときに、その補助金を活用していただくことは可能でございます。

○たかざわ委員長 研修したんだ。

林委員。

○林委員 あと、車はないというお話だったんですけども、どこかに行こうと、例えば学童でちょっと近場の遠足みたいに行こうといったときにも、これが該当してしまう形になるのかな。それともリースだから関係ないんですかね。安全基準、日常のところだけが求められている。そんな受け止めでよろしいんですかね。

言わんとするのは、本当にせっかく条例を改正するんだから、よりよくなってもらいたいんですよ。学童の指導員の方たちは、本当に子どもと触れ合う時間を大切にしてくださいって、研修とか訓練なんか、時間がもったいないよねというんじゃないで、そこはやっぱり対価として、子どもたちと触れ合うよりもむしろ高いぐらいの対価を区のほうで現物給付でやってもらおうと、これが行く行くは子どもたちのためになってくるんで、せっかく条例を改正するんだったら、ぜひ令和5年度以降、そこを、せっかく東京都から来ていただいたんで、スキームをつくっていただければ、条例改正する意義がある。横並びだけじゃなくて。この学童に関しては。というふうに考えているんですけども、どうですかね、今後の発展性も含めて。

○吉田児童・家庭支援センター所長 まずバスの運行ですけども、現在いわゆる送迎に使うバスというのは運行しているところはないんですけども、おっしゃるような何らか課外活動のような形でもし運行するということがあれば、これも対象になってくると思いますので、その点はおっしゃるとおりかと存じます。

あと発展的にということなんですけれども、今回の、そうですね、ちょっとまだ今後ですけれども、基準の改正に伴いまして、各クラブの対応状況というのはまた随時ヒアリングを行いまして、それを踏まえてさらに、何というんでしょうか、子どもたちのより安全・安心な居場所としてどういったことができるかというのは、考えていきたいと思っております。

○林委員 はい。

○たかざわ委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 よろしいですか。以上で質疑を終了します。

討論はいかがいたしますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 省略でよろしいですか。

それでは、これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。議案第14号、千代田区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○たかざわ委員長 はい。ありがとうございます。賛成全員です。よって、議案第14号は可決すべきものと決定いたしました。

以上で議案第14号の審査を終了し、日程1、議案審査を終わります。

教育長退席のため暫時休憩いたします。教育長、ありがとうございました。

午前11時41分休憩

午前11時41分再開

○たかざわ委員長 委員会を再開いたします。

続きまして、日程2、報告事項に入ります。子ども部（1）令和4年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和3年度分）報告書について、理事者からの説明を求めます。

○大谷子ども総務課長 令和4年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和3年度分）報告書について、教育委員会資料5に基づきご説明いたします。

1枚表紙をおめくりいただきまして、目次をご覧ください。この報告書の構成でございます。一つ目が「はじめに」、二つ目が点検評価の方法及び対象事業等について、三つ目に有識者意見、四つ目に各事業についての評価及び今後の取組み、5、「あとがき」となっております。その後、参考として、教育委員会の活動であるとか、点検評価に係る実施要綱、また資料3、4には有識者会議で使いました資料、点検評価するに当たって使用した資料をおつけしてございます。

それでは、1ページ目の1の「はじめに」のほうをご覧ください。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴いまして、教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理及び執行状況について、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図りつつ点検評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表しなければならないとされているものですが、本区においては、教育に関する事務のみならず、次世代育成支援に関する課題についても専門的見地からご意見を頂き、今後の取組に反映させ、

より一層効果的な施策展開を図るために活用するものでございます。

2ページ目からが点検評価の方法及び対象事業でございます。点検評価の対象事業を選定するに当たっては、3ページ目の（2）の点検評価対象事業の選定のところをご覧ください。教育委員会における課題のうち、社会状況等により施策の転換期を迎える事業から選定することといたしました。選定した対象事業については、（3）に記載をしてございます。一つ目としては、（1）の宿泊・連合行事について、二つ目が（2）の教職員等の研修について、1枚おめくりいただきまして、（3）学童クラブについてでございます。

その選定理由につきましては、一つ目の宿泊・連合行事は、アフターコロナにおける宿泊・連合行事のあり方と、校外施設のリニューアルを検討していることから選定をさせていただきます。二つ目の教職員等の研修については、働き方改革が叫ばれる中、教員免許の更新制度の廃止等もございまして、教職員等の資質の向上のためでございます。三つ目の学童クラブについては、児童生徒の増加と多様化する保護者ニーズに対応するため、放課後児童の居場所づくりのあり方について、いずれにしましても転換期を迎えている事業と考えまして、評価、振り返りが必要と考えました。

この対象事業について、学識経験を有する方々の意見を頂戴するということで、有識者会議を開催してございます。そちら、ページの4のイのところ開催状況のほうを記載してございます。1回目が令和4年9月6日、2回目が10月26日に開催しております。この会議では、本冊子の後半にあります会議資料を用いまして、対象事業を説明し、1回目には教職員の研修を見学、2回目は児童館併設型の学童クラブ、民間の学童クラブ、学校併設型の学童クラブ3か所を見学し、意見を頂いてございます。

5ページから12ページまでが有識者の意見でございます。少しご紹介させていただきます。

5ページ目からが明石委員の意見でございます。まず宿泊・連合行事につきましては、宿泊体験活動ではコロナ禍でもうまく実施しており、多くの学校で宿泊日数が減っている中、千代田区では2泊3日を堅持し、小学4年生から実施していることは高く評価できるとしてございます。連合行事についても、学校・地域での行事が減っている中、学校が協働で物事を成し遂げる機会を提供できているとしております。軽井沢少年自然の家については、社会教育的な視点をとご意見を頂戴してございます。

続きまして、6ページ目からが湯川委員の意見でございます。まず宿泊・連合行事では、児童・生徒の貴重な体験・経験の場となっている。軽井沢少年自然の家については、自然環境を生かしたものとなるとよい。教職員等の研修については、幼児教育に関すること。学童クラブでは、7ページの下のほうでございますが、様々な学童クラブがありますが、それぞれの特色を生かした適正な運営がなされており、待機児童はなく、利用者のニーズにも適切に対応し、整備されていることは高く評価できる。また、国基準は満たしているものの、居室が手狭。活動場所は確保されているものの、利用も限度に近いというご意見を頂戴しております。

続きまして、8ページからが武内委員の意見でございます。宿泊・連合行事については、多様な活動は得意分野の拡大・発見につながる。一人ひとりの子どもの輝く可能性につながる。幅広く確保されており、評価するとしております。軽井沢少年自然の家については、公立学校の利用を優先としつつ、幅広い活用を。教職員等の研修については、9ページの

ところでございます。キャリア開発に関することのご意見を頂戴してございます。学童クラブについては、類型による特徴と違い等についても比較検討できるような広報をというご意見を頂戴しております。

11ページ目からが日永委員の意見でございます。宿泊・連合行事については、個々の行事がどのような資質・能力の育成のためのものとして位置づいているのかというご意見ですとか、小中連携の観点から、小学校間の連合行事は児童間の交流行事としても重要な意味を持つ。教職員等の研修については、経験年数・職等に必要とされる研修が計画され、働き方改革やコロナ期への対応として、回数の精選、ICTを活用し、実施方法の工夫もされているとされています。また、職員の習得状況や研修評価への把握も喫緊の課題。学童クラブについては、学校の教室不足対策も喫緊の課題ですが、学校外への設置も選択肢の一つではあるが、学校のオープンスペースなどの併用可能性を模索する必要もあるとのご意見を頂戴してございます。

これらの意見を参考にいたしまして、教育委員会で議論をし、13ページ以降の4の各事項についての評価及び今後の取組みについて取りまとめを行いました。令和3年度分の点検評価の対象事業は、いずれも区民ニーズに沿った幅広い施策を展開しており、評価に値するとしております。また、有識者からの意見も、宿泊・連合行事における今後の取組内容の検討、教職員等の研修におけるキャリア開発や学童クラブに対する多様なニーズの高まりに伴う諸課題はあるものの、全体として高い評価を頂いております。今後の取組につきましては、本書にございますような視点を持って課題解決に取り組み、区民の皆様へ信頼される保育・教育行政を推進してまいります。

本報告書につきましては、2月14日、教育委員会で議決いたしましたので、本日、委員の皆様にご報告をさせていただきました。本報告終了後、ホームページでの公表と委員の皆様へのポスト配付にて対応させていただきたいと考えてございます。

説明は以上です。

○たかざわ委員長 はい。説明が終わりました。質疑はございますか。

○牛尾副委員長 私も読みまして、宿泊行事等を評価していらっしゃるなと思いましたが、あとは軽井沢については、やはり学校だけじゃなくて、社会教育的な施設、あるいは私立の学校とかも使うようにしたらどうかというので、これはこういう方向で施設は考えていただければいいと思うんです。

一つ、学童クラブについては、やはり狭い。狭いんじゃないかと。ほかの教室なんかの活用も考えるべきんじゃないかと。やはり学童クラブについては、学校内学童クラブは人数が多くて、なかなかこう、子どもたちが伸び伸びできるような状況じゃないという点では、指摘を受けているなというのは改めて感じたんですけども、ここについては、区として、一応、考えはあるんですけども、しかし、スペース自体の拡張も容易ではないということも言っているんですけども、こういった指摘を受けて、例えば、学童クラブで、ほかの空いている教室を活用するとか、子どものスペースを広げていくとか、そうしたことについては、今後、どのように考えていくのか、まず、お答えいただけますかね。

○吉田児童・家庭支援センター所長 今回のこの点検評価に関しまして、麴町小学校のアフタースクールを見ていただいております。例えば、ここに関して言えば、隣接というか、隣にあります区民館の空いているお部屋を定期的にお借りして、そこで活動いただいたり、

あとは、放課後子ども教室ですね、これは麴町小のほうでやっておりますほうの活動にも、積極的に、指導員が当然アテンドしながら、ご案内していきまして、ずっと同じところにとどめておくというところではなくて、なるべく全体のスペース活用というのはやっております。そういったことを、全てにおいて同じことをできるわけではないんですけども、使えるスペースの有効活用というところは、まず、一つやっていきたいというのがございます。

○牛尾副委員長 時間もあれなんでね、ちゃんと取り出して、指摘をしっかりと捉えていただいて、この問題は、予算の審議もありますんで、そういったところでも取り上げられるんですけども、しっかりと受け止めて、学童、子どもたちがよりよい放課後を過ごせるようにやっていただきたいと思います。

もう一つ、教職員等の研修についてなんですけれども、ご説明の際に、働き方改革ということもおっしゃられました。要するに、先生の多忙化をどう解消していくのかという視点だと思っておりますけれども、これを見ると、働き方改革ということについて、なかなか専門家の方から表記がないなと思ったんですけども、後ろの資料で見ると、これだけの研修がまだまだあるんだなと。大変だなというふうに私は思ったんですけども、働き方改革、先生の多忙化とかについて、何か触れたようなところというのはあるんですかね。

○大谷子ども総務課長 今回の点検評価に当たりましては、教職員等の研修を見直していくというか、検討していくというところで、その一つの見直す要素の中で、やっぱり働き方改革というところも念頭に置きながら見直すというところで、その意見といたしましては、回数を減らしたりですとか、増やすものと減らすものと、きちんと種別したりですとか、また、ICT機器を活用して、集合型だけではなく、その取組を進めていくというようなどころでの議論はございました。

○牛尾副委員長 別に、これを議論する際に、今の先生の働き方はこういう状況ですよというのは、こういう研修をやっていますよじゃなくて、今、先生の働き方はこういう状況になっていますよというのは、お伝えはしているんですか。

○大谷子ども総務課長 今回の点検評価をするに当たって、学識の方々も、区の現状ではないですが、一定程度、教職員の働き方改革という部分は、事前にテーマをお示ししてございますので、考えてきてくださっている状況でございます。本区がどのような状況になっているかということのご説明までは、今回は差し上げてございません。

○牛尾副委員長 これは、こういった評価を頂いたんで、今後も、毎年、これをやっていくと思うんで、こういった教職員の働き方改革、また、研修の場で取り上げる際には、やっぱり千代田区の実態というのはしっかりお伝えしていただいて、議論してもらおうというのが必要だと思うんで、そこは、今後、課題として受け止めていただければなと思うんですけども、いかがですかね。

○大谷子ども総務課長 この点検評価をするに当たって、このほかにも、区の事務事業概要ですとかということもお示しをして、点検評価に臨んでいただいているところがございます。そういった点検評価をするに当たって、こういった情報を委員の皆様提供した上で、実施していくかということについては、ご意見も踏まえて、検討させていただきたいと存じます。

○たかざわ委員長 よろしいですか。

○牛尾副委員長 はい。

○たかざわ委員長 ほかにございますか。

○林委員 毎年出て、いいご意見も頂いたり、ちょっとずれているなと思うんで、一つが、順番についての課題——まとめて聞いちゃいますね。

私が考える教職員の研修等って、これ、日常で最も大事だし、学童クラブというのも、これから千代田区政にとって、非常に大事な話なんです。保育所は欠員になったけど、その子たちが今上がってくるんで。ここをピックアップして、1番と2番の優先順位がちょっと違うかなというのが感想です。

その上で、教職員の研修で、これ、多分、所管事務調査でやったほうがいいかもしれないんですけども、今後ね。研修を幾らやっても、何かずれているのかなと。何かというと、子どもたちというのは、塾の先生と学校の先生を比較しているわけですよ。比較しているんですよ。どっちのほうの方が分かりやすいかというのをやっているんで、何か研修でも、私学の先生、半分ぐらいが行っているんで、そこの研修というのを、何か、どういうことが、アイデアができるかというのをせっかくあるんで、有識者に聞いてもらえればなというのが一つです。

もう一つが、学童についてで、すごく残念だったのが、7ページなんです。「待機児童はなく、利用者ニーズにも適切に対応して」とあるんですけど、実際には、全然違うんで、これ、資料を出していないのかなと。要は、何を言わんとするかということ、学校内学童とか、行きたいところに行けない。だけど、まあ、しょうがないから、長い時間、面倒見てもらうからといって、ビルの中の学童に行っている子が、私の周りにもたくさんいるし、いろんなご意見を聞くと、ネットでも多いわけなんです。ここが、ニーズが満足しているとなってくると、これ、現状認識は、せっかく学識経験者にご意見を聞いても、ずれてしまっているのかなというのがありましたんで、その見解。

最後は、14ページで、最後のところですね、執行機関がまとめられた行政の、とりわけ「学童クラブをより魅力あるものとするための方策」と。あるんですよ、魅力的なのは、学校内学童なんです。だけど、そこに行けない子たちがいるから、希望を出せない子がいるから、困っているわけで、非常に魅力的な学童クラブを、もう学校内学童、千代田は先進的にやられているんで、ここの方策にフォーカスを当てた形で、有識者に聞いていかないと、教室不足だから、外に出しちゃえとかという、かなり日常とはずれている会話になり過ぎてしまうと、もったいないのかなと思います。

どちらにしても、大事な視点ですんで、改選後の委員会で、どうなるか分からないけど、所管事務調査みたいな扱いで、この職員研修と学童クラブというのは、執行機関側から進捗状況も含めて改善点をやっていただきたいんですけども、その見解もです。

以上で終わります。

○大谷子ども総務課長 まず、選定事業の優先度が違うのではないかとこのところのご指摘が1点ございましたので、その答弁からさせていただきます。

今回、一つ目、二つ目、三つ目というふうに掲げているのは、優先度を定めて記載したのではなくて、検討する順番でちょっと記載させていただいたものなので、そこには、ちょっと優劣、優先度というものは勘案していない資料でございました。また、ちょっと教職員の点検評価をするに当たって、もう少し、スポットをきちんと当てて、評価したほう

がいいんではないかというご意見であったかと思えます。そこにつきまして、やっぱり今回も有識者会議を開く中で、どこにスポットを絞ってやるかというところが、この報告をまとめている中で、担当としてもちょっと悩んだところではございました。そういった意味でも、少し広めに事業を説明し、評価を頂いたというところ、側面もございましたので、その一つ一つ、点検評価を行う中で、ここにスポットを当てればよかったというところの振り返りを行いながら、また次年度の点検評価に生かせればというふうに考えてございます。

○山本指導課長 頂きましたご質問の中の研修の部分について、お答えをさせていただきます。

お手元、資料の64ページ以降に、別紙1というところで、研修に関する資料を載せさせていただきます。65ページには目次、それから、66ページ以降に、それぞれの研修会の詳細を載せさせていただきます。

大変恐縮ですけれども、96ページ、ご覧いただければと思います。研修の回数を記載してございます。

研修会といたしましては、これだけの回数を削減しているところではございますけれども、研修の種類といたしましては、様々な職層、年次等に関わる研修会をしております。もちろん学力面も研修会を行っておりますけれども、それだけではなくて、体力や安全指導や特別支援教育、様々なジャンルでの研修会を実施しているところです。

前のほうの65ページ以降、それぞれの研修会の内容も記載してございますけれども、講師といたしましては、大学の先生ですとか、文部科学省の先生、あるいは、特別支援学校の先生等々の講師を招聘して、研修会を実施しているところです。そういったところからも、講師の選定も含めて、私学との連携というところも検討していきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○たかざわ委員長 よろしいですか。

○林委員 はい。

○たかざわ委員長 ほかにございますか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 それでは、（1）令和4年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について、質疑を終了いたします。

次に、地域振興部（1）さくらまつりの開催について、理事者からの説明を求めます。

○末廣商工観光課長 それでは、さくらまつりの開催について、報告をさせていただきます。地域振興部資料2をご覧ください。

新型コロナウイルスの影響で、この3年間中止になっておりましたが、ようやく4年ぶりに、今年、さくらまつりを開催させていただく予定でございます。

主催としましては、千代田区と千代田区観光協会の共催という形になります。

協力団体は、こちらに記載の4団体になります。

実施期間につきましては、令和5年の3月24日金曜日から4月4日火曜日の12日間を予定しております。また、初日の24日の夕方には、ポート場もしくは九段坂公園にて、

オープニングのセレモニーとして点灯式を調整しております。

4番、内容の部分です。大きく分けまして、区の主催事業、観光協会の主催事業、関係団体の主催事業がございます。

（1）区の事業でございますが、例年どおり、ボート場の夜間営業を行います。また、3月5日号に広報千代田で周知をしております。

（2）千代田区観光協会の事業は、こちらに記載している①から⑨の事業がございまして、新規拡充事業としまして、まず、⑦の人数カウント及び混雑状況の把握をさせていただきます。こちらのほうは、カメラを設置しまして、AIによって、来場者数のカウント及び混雑している状況をリアルタイムでホームページに発信する予定でございます。

⑧安全対策としましては、100万人の来場者を予想しておりまして、事故なく桜を楽しんでいただくためにも、警備員を配置しまして、金、土、日には平日の2倍近い人数、最大48名の警備員を配置いたします。

⑨の謎解きゲームでございますが、こちらは、千鳥ヶ淵だけでなく、区内の全域を回遊していただくように、区内8スポットを設定して、観光協会の会員企業などのクーポンも同時に配付しながら、楽しんでいただくような取組を行ってまいります。

裏面をご覧ください。（3）の関係団体の主催事業でございます。こちらの①から⑥の事業を実施するんですけども、②のさくらフェスティバルにつきましては、例年、靖国神社で飲食を伴うような取組をしていたんですが、都合によりまして、飲食の取扱いができなくなったことから、スタンプラリーとなる予定になっております。

また、④の丸の内ダイレクトシャトルバスにつきましては、新規事業になります。戦没者墓苑駐車場から丸ビルまで、直行便を40分間隔で発車する予定でございます。

区としましては、このような関係団体と連携を図りながら、安心・安全に楽しんでいただくような取組を推進してまいります。

以上になります。

○たかざわ委員長 はい。説明が終わりました。

質疑ございますでしょうか。

○秋谷委員 1点だけ確認なんですけども、お酒は、特に期間中、缶ビールなりなんなり、持ち歩いたりするのは別に禁止していないか。

○末廣商工観光課長 特に、場所取りとか、そういった形で、通りのほうに占用するのは、禁止させていただいているんですけども、持ち歩き自体を何か縛るということとはできないんで、警備のほうで、そういったことで、安全とかが確保できなければ注意するようなことはありますけども、そういった事故がないような対策は組んでいきたいと考えております。

○秋谷委員 前、随分前になるんですけど、ごみ箱が設置されていて、多分、飲み残しをそのまま入れちゃって、次の日の朝とか、大分、近所、散歩なさっている方とかが、臭いが気になるとか、ちょっと散らかっているとかがあったんで、その点、ちょっと注意しながら、また盛り上がるのはすごくいいことなんで、できる限り、その辺を注意していただきたいと思うんですけど、どうでしょうか。

○末廣商工観光課長 ごみ問題につきましては、こちらに記載のさくら美守り隊のほうのご協力も頂いて、清掃活動ということも行いながら、きれいに楽しんでいただけるような



取組も、区だけではなくて、関係機関と協力しながら、実施してまいります。

○たかざわ委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 はい。それでは、（１）さくらまつりの開催について、質疑を終了いたします。

休憩いたします。

午後0時10分休憩

午後1時09分再開

○たかざわ委員長 委員会を再開いたします。

執行部より、資料の一部差替えをしたいという申出がありました。それを許可したいと思いますが、よろしいでしょうか。

○林委員 どんな資料かまで言わないと……

○たかざわ委員長 じゃあ、その資料については、まなびの森保育園神保町の開設時期の再延期についてです。（発言するものあり）

そうです。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 はい。じゃあ、配ってください。（発言する者多数あり）いや、休憩中じゃないから。

○林委員 休憩すりゃいいじゃん。（発言するものあり）

休憩にしないと、配れないよ。休憩しなかったら、配れないじゃない。休憩中じゃないと。

○たかざわ委員長 休憩いたします。

午後1時11分休憩

午後1時12分再開

○たかざわ委員長 委員会を再開いたします。

それでは、子ども部の報告に戻ります。

（２）子どもの権利に関する啓発及び相談窓口の周知について、理事者からの説明を求めます。

○原水教育政策担当課長 それでは、私から、子どもの権利に関する啓発及び相談窓口の周知について、説明させていただきます。教育委員会資料6-1から6-3をご覧ください。

子どもの権利に関する啓発と子どもに関わる相談窓口の周知に関する冊子を作成しましたので、報告させていただきます。冊子は、資料6-2、小学生向けと資料6-3、中学生以上向けの2種類となります。

3、啓発・周知方法についてですが、子どもの権利及び子どもに関わる相談窓口に関して、こちら、小学生向けも、中学生以上向けも同じ構成となっておりますが、前半では、イラストを用い、子どもの権利を分かりやすく説明するとともに、保護者に向けたメッセージも掲載し、家庭などで子どもの権利について考えてもらうきっかけとするよう、作っ

ております。また、冊子後半では、漫画を用いて、ケース別に、区などが設置しております様々な相談窓口を子どもたちに分かりやすく周知する内容となっております。

4、今後のスケジュールでございますが、令和5年4月1日以降、九段中等教育学校後期課程も含め、区立学校に通う全児童に配付するとともに、区ホームページに掲載いたします。また、千代田区広報で周知のほうを行っていきたいと考えております。また、令和5年度の実施についてですが、この区立学校で配付した冊子を活用しまして、子どもの権利についての授業を実施する予定です。また、子どもたちにとって、よりよい区政を実現していくため、子どもたちが理解しやすい区政情報の提供、参画する機会や意見を聞く仕組み、子どもが意見を言いやすい場所はどこかですとか、ツールは何かなどについて、効果的な手段、方法を検討していく予定としております。

冊子のほうは、後ほどご覧いただければと思います。

説明は以上です。

○たかざわ委員長 はい。説明が終わりました。質疑ございますでしょうか。

○牛尾副委員長 こういう冊子が配られるということで、いいことだと思うんですけども、今年度の取組で、子どもの権利についての授業を実施予定とありますが、この中身を使って、授業をやられるんでしょうけれども、これは、取りあえず今年度ということですか。それとも、来年度も同じような授業を続けていこうと考えていらっしゃいますか。

○原水教育政策担当課長 令和5年度の実施といたしまして、本冊子を活用し、授業を実施する予定としております。

○牛尾副委員長 子どもの権利条約というのは非常に大事な条約で、やっぱりこの内容を子どもたちが知るということは、今後、子どもたちの成長にとっても大きなものだと思うんですよね。やっぱり授業の内容、結果にもよると思うんですけども、毎年、こういったことを、子どもたちに知ってもらおうというのは必要だと思うんで、今回、授業を行う予定ですけども、結果を見て、来年度もやっぱり必要だということになれば、続けていただきたいと思いますけど、その辺の検討はいかがですか。

○原水教育政策担当課長 令和5年度に限らず、それ以降の年度につきましても、新入生には同じ冊子を配り、授業のほうは実施していく予定としております。

○たかざわ委員長 よろしいですか。

○牛尾副委員長 はい。

○たかざわ委員長 ほかにございますか。

○小野委員 中身は後ほどじっくり拝見します。今後のスケジュールのところ、令和5年度、授業を実施、そして、その下に、「子どもたちにとってより良い区政の実現」というところで、今後検討される検討課題なんですけれども、これは庁内で検討されるご予定でしょうか。

○原水教育政策担当課長 先日の本会議でも答弁させていただきましたが、現在、国のほうで調査ですとか、実証実験などを行っております。その結果も踏まえまして、区として、委託事業を実施して、こういった千代田区にとって、一番、意見のいいやすい場所ですとか、ツールは何かということについて、検討していきたいと考えています。

○小野委員 分かりました。委託事業ということですね。承知しました。

5年度なので、一応、年度内に、それは、大体、もうリリースされるというスケジュール

ル感でよろしいんですね。

○原水教育政策担当課長 5年度のスケジュールですので、5年度中に検討のほうは終わりますが、例えば、ツールですね、SNSですとか、何かアプリですとか、ホームページですとか、そういったものが改修ですとか新設が必要になった場合は、それ以降に、そういったものを作成していくことになるかと思えます。

○小野委員 分かりました。そうすると、6年度に係るところもあると思えますけれども、いずれにしても、子どもたちが何らかの形で声を上げやすい仕組みを検討されていくということが理解できました。

ぜひ、子どもたちにとって、身近なものをいろいろ研究されているかと思うんで、また何か途中で進捗がありましたら、委員会でも共有をしていただければ幸いです。いかがでしょうか。

○原水教育政策担当課長 検討の中間報告というか、内容につきましては、都度、議会のほうで報告させていただきたいと思えます。

○小野委員 はい。お願いします。ありがとうございます。

○たかざわ委員長 よろしいですか。

○小野委員 はい。

○たかざわ委員長 ほか、ございますか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 それでは、（2）子どもの権利に関する啓発及び相談窓口の周知について、質疑を終了いたします。

次に、（3）（仮称）まなびの森保育園神保町の開設時期の再延期について、理事者からの説明を求めます。

○小阿瀬子育て推進課長 それでは、教育委員会資料7に基づきまして、（仮称）まなびの森保育園神保町の開設時期の再延期について、ご説明をさせていただきます。

1番、概要でございますけれども、本園につきましては、令和5年5月1日開園予定というところで進めさせていただいておりましたけれども、今般、一部資材の調達、遅れの見込みということとなりまして、工期内で工事完了不可能というような状況になりまして、開園時期を遅らせていただきたいということについて、前回、委員会でご報告させていただいたところでございます。その後、私どものほうで、製造業者宛て資材状況、資材の納入状況、こちらについて聞き取りを行いました結果、やはり納入までは三、四か月程度必要だというような状況が分かったところでございます。

こうした資材の状況ですとか、また、今後の認可取得のスケジュール等、こういったことを考慮いたしまして、2番に記載のとおり、入園予定時期を令和5年8月1日とさせていただくものでございます。

利用者の方には、いち早い周知が必要だというふうに考えまして、3番、利用を希望する方への周知ということで、（1）ですが、0から5歳児を養育する保護者宛てに、別紙につけてございますが、案内文を送付させていただく予定でございます。このほか、区のホームページ、3月5日号広報紙への掲載、また、地元の町会さんへの説明、その他関係機関に掲示等をお願いしていく予定でございます。

4番、今後のスケジュールでございます。この委員会の後、周知をさせていただきまして、その後、令和5年6月上旬から入園の申込みを開始させていただき予定でございます。7月上旬には入園が内定いたしまして、令和5年8月1日、入園というような流れで考えているところでございます。開園前には、内覧会も実施の予定というところでございます。詳しいことが決まりましたら、広報等でお知らせをさせていただければと思っております。

先ほどご覧いただきました添付資料、別添のとおりつけさせていただいております。このたび、再延期のご案内、度々させていただきまして、利用される、希望される方には大変ご迷惑をおかけしているところでございます。申し訳ございません。

ご説明は以上でございます。

○たかざわ委員長 はい。説明が終わりました。質疑ございますか。

○牛尾副委員長 8月にずれ込むと。これが遅れないように、しっかりとチェックはしていただきたいんですけども、この周知ですけれども、これを保護者、0歳から5歳児の保護者全員に郵送するということですか。

○小阿瀬子育て推進課長 0歳から5歳児を養育されている保護者宛てに、郵送させていただき予定でございます。

○たかざわ委員長 全員にですか。

○小阿瀬子育て推進課長 はい。全員にと考えているところでございます。

○牛尾副委員長 分かればいいんですけど、大体、およそどれぐらいの予算がかかるんですか。

○小阿瀬子育て推進課長 約30万円ほどと見積りを頂いているところでございます。

○牛尾副委員長 ……どうなのかね。

○たかざわ委員長 よろしいですか。

牛尾委員。

○牛尾副委員長 あと、もう一点。

あと、この開園前には内覧会となっておりますが、この内覧会は希望者のみ、それとも、どなたでもということなんですか。

○小阿瀬子育て推進課長 現段階で、スキーム等を決定しておりませんが、なるべく区民の方にご覧いただけるように、広いところで周知をしていきたいというふうに思っているところでございます。

○たかざわ委員長 よろしいですか。

○牛尾副委員長 もういいや。

○たかざわ委員長 林委員。

○林委員 大変ですよ。郵送も含めて、お察し申し上げます。僕もいろいろおわびしていますんで。

聞くのは2点で、一つが、予算、新年度予算に、今回、5月から8月になって、どのぐらいの影響が出る見込みなのかということ。もう一つが、気が早くて申し訳ないんですけど、10年ぐらいですよ、誘致した期間。これが、区の責任ではなくて、事業者とか、工事の責任で、開園が延びた場合、この支援を打ち切ってもいい、あんまりいい言葉じゃないかもしれないけど、もう、どうぞ、居るんならいいですけども、支援は特にやりませんよという10年の期間を、この半年近くですよ、最初は4月からできると言ったのに。

これが延びてしまうんですか。それとも、当初の計画のところ、開園した時点なのか。どの時点で、保育所がだぶつく場合も当然考えられるわけですから、だぶつくじゃ表現は正しくないですね。供給過多になったときに、どこかでお金の面も整理しなくちゃいけないんで、その影響は、まだ考えられていないんだったら、お得意ので結構なんですけれども、今後の対応で。どういうふうに受け止めながら、30万円かけて、0歳から5歳児の保護者全員に出そうと思われているのか、お答えください。

○小阿瀬子育て推進課長 予算に、新年度の予算にどれぐらい影響するのかということ、開園が延びた場合に、10年後どういう取扱いをするのかというご質問かと思えます。

予算につきましては、今回、新規整備の補助金と開設前6か月間の人材確保支援、こういったものに補助金として支出する予定になっておりますけれども、今回、入園時期を延ばさせていただいた経緯でございますが、過去に、2回ほど入園の時期を延ばさせていただいた経緯がございます。一つは、令和3年のときでございますけれども、そのときは、高齢者センターの改修工事、こちらが延びてしまったことによりまして、令和3年度中に工事が入れなかった。そういったところから、最初の、令和4年度の予算の審議のときに、資料というか、予算案の概要で示させていただいて、一度、オーソライズをしていただいているところでございます。そのときは、当然のことながら、そういう状況で延ばした経緯があると。二つ目、前回ということで、令和5年5月1日に延ばさせていただいたところで、こちらは、ある程度、社会状況、こちらのほうでも懸念した結果、1か月間延ばさせていただいた経緯がある。

今回、また同じような、理由としては同じような状況になりますけれども、社会状況の変化により、こちら、物資が届かないというようなところでありまして、そういったところから、何とか私どもも5月1日開園に、公募の要項にもそういった事業者の理由で開園を延ばすことはできないということも書いてある中で、私ども、その中で、4月1日、5月1日開園を目指して、頑張っ——4月1日を目指してやってきたんですけれども、そういったところから、どうしても社会情勢のところがありまして、物資がそろわないということで、責任としてはなかなかどこだということもないので、予算につきましては、予定どおり、開設の補助金も、あと、もう一つあります、開設前6か月の人材確保支援につきましては、予定どおり出させていただくという方向でありますので、予算上の影響は、私ども、ないというふうに現時点で考えているところでございます。

もう一点、10年後のことでございます。現状につきましては、令和16年3月31日までの契約期間で土地を貸し付けるということになっておりますので、基本は、ここで一つ契約は終了という、原則は終了というところで考えておりますけれども、そのときの社会状況によりまして、保育の需要があって、区でどうしても保育所が必要だというような場合になった、そういう区の決定があった場合には、そういった方針も、事業者との協議の中で決定をさせていただきながら、決めさせていただくべきものというふうに認識しておりますので、基本は、令和16年の3月31日で契約は終了するというふうに、現状では認識しているところでございます。

○林委員 聞き方が悪かったんだと思うんですけれども、一つが、予算をつくるときには、4月開園で、もちろん予算だから、算定をかけるわけですよ。それが、現実、8月になるんで、何らかそごが出るのが普通だと思うんですよ。実際には、これ、預けようと思っ

ていた方にとってみると、膨大なる、もしかしたら、年収何千万の損失かもしれない方が預ける場合だったかもしれない。影響がある、お子さんにも影響があるわけなんで、全く関係ないんですか。5月に開園しようが、8月に開園しようが、もう予算の見込みの金額は全く影響ないって、そこまで断言できるのかどうかというのは非常に疑問符で。中身については、やりますよ。予算のときに、分科会で調査しますけれども、大分違うのかなと。

もう一つが、何を言わんとしているかということ、遊び場がないんですよ、千代田区。公園の隣接地なわけですよ。広場になれば、もっと拡張性のある使い方ができるかもしれない。ところが、保育所の10年間って、開設のね。今、令和16年の3月31日、ここで打ち切れれば、遊び場とか、高齢者が自由にくつろげる場所になるかもしれないけれども、このまなびの森さんが、いやいや、うち、8月だから、開園したの。そこから10年ですよということにならないんですかという、素朴な契約上の考え方なんですよ。ここを、延期のときに明らかにしないと、はい、そうですかという形にはなかなかやりづらいんで、聞き方が悪かったら、もう一回、ここが分からないと言っただけであればいいんですが。

○小阿瀬子育て推進課長 2点でございます。予算に、令和5年度の予算へ本当に影響度がないのかどうかということと、6か月間——あ、4か月間ですかね、延びることによって、10年間の保育期間に影響が出ないのかどうかというところだと思います。

1点目の予算の影響につきましては、額的には大きな影響はないというふうに考えておりますけれども、執行がどうしても今年度中に終わらないので、予算の繰越しをさせていただき、補助金の支出をするというような影響が出てまいるところでございます。

もう一方の10年間、こちらにつきましては、確かに社会情勢の変化によって、こちらは、開園時期を延ばすということももあり、10年間というところがございまして、ここは、現状では、まだ決まっていないところがございますけれども、保育事業者と協議の上、決定していくべきものというふうに考えているところでございます。

○林委員 分かりました。一つ目の予算上、やっぱり影響はあるわけですよ。年度内執行ができないとか、ここは分かった。詳細については、予算委員会のほうでやると思いますが。

これ、区有地の貸付けですよ。区の土地ですよ。だから、聞いているんです。仮に、5月から開園、本来は4月ですけど、それで、3月31日、令和16年の。ここでほんと収まれば、いや、区の土地だから、減免をかけずに、そのまま賃料を、近隣相場額を頂くというのも一つの方策ですよ。社会情勢なんていったら、そのときになってみなきゃ分からないという形になると、ずたずたになっちゃうんで、この延期する時点で、この、令和16年3月31日まで、ここまでは来てくださいといった事業者だから、貸付けのほうも減免をかけますよと。相場は取りませんよという形で、きちり確認した上で、8月開園になるのか。いやいや、そうじゃなくて、ずるずる行ったんだから、もうちょっと延ばしてくださいよという形になるのかって、大きく違って、10年後じゃないんですよ。貸し付ける、もう実際貸し付けていますけれども、保育のというのがあくまでも限定されていますんで、工事期間じゃないわけですよ、区の貸付けの減免をかけていいのは。そこを確認を、ちゃんと、10年後とか社会情勢というのは、ちょっと次元が違い過ぎやせんかねと、再確認すべきだと思いますよ。

別に区が悪いわけじゃないし、ロシアの戦争だって、随分前から分かっていたわけですから

から。資材が入ってこないのも分かっていたわけですから。それでも大丈夫と言って、5月になって、やっぱり8月だと言って、本当に8月大丈夫ですか。本来だったら確認したいでしょうけども、やると言っているんだから、まあ、一応信じますと。その上で、契約のところだけはしっかりしておかないと、区有地なんですよ。かなりないところなんですよ、千代田区は。金はあるけど、土地がないんだから。知恵は何かでも、どうでもいいですけど、とにかくお金はある。でも、土地だけはないんですよ。知恵は分からないけど。そこを確認しているんです。

○たかざわ委員長 端的に答弁してください。

○小阿瀬子育て推進課長 はい。

こちらの件につきましては、事業用定期借地権の設定契約公正証書というところで、令和16年3月31日までという契約で、公正証書という形でやっているものがございますので、基本は、この令和16年3月31日で土地は一度終了し、その後、この土地をどうするかというところを、恐らく、区有地活用検討会というところなのか、区有地をどうするかというのを決定した上でということも、もちろんそれが入ると思いますけれども、そういったこともあり、保育需要もありということ、延ばすかということ、ただ、10年、今度、4か月間延びてしまうということは確かにありますので、この公正証書をさらに期間を延ばしたりする必要があるのかもしれませんが、そこはちょっと部内でも検討していきたいというふうに思っているところでございます。

○林委員 まだ本当に決まっていなわけなんですか。ほんと、確認だけなんですよ。もうやむを得ないでしょう、8月になっちゃうの。それについてどうこうじゃないんですよ。要は、土地が、千代田に何でも使えるように戻ってくる時期を、令和16年3月31日なのか、それとも、何らかの附帯の条件だとかあって、延びてしまうんだとすると、ここはきっちりしておいたほうがいいですよと、開園する前にという、ほんと確認だけなんですけれども。後のことを後で考えるというのは、やめたほうがいいと思いますよ、土地に関しては。お金に関しては、幾らでも千代田区は基金がたっぷりあるんで、何とかあるんでしょうけど、土地だけは、遊び場だけはないんだから、あのエリアにも全然ないんだから、やっぱり返ってくるものはしっかり原状復帰で返してもらわないと、皆さんの後輩にも、将来の千代田区民にも、この延期によって、多大な迷惑がかかってしまうんで。

こんな時間をかけるところじゃなかったんですけど、確認だけで。部内で調整していないとすると、やっぱり報告事項にする時期は早過ぎました、じゃないですか。これから考えるんじゃ。しっかり対応してから、執行機関は報告事項にしてもらわないと、何でも言えば、言っておいたから大丈夫という状況だったら、改選後、大変なことになりますよ、いろんな方が入ってくるんだから、若い方。

○小阿瀬子育て推進課長 今、いろいろご指摘賜りました。こちらについては、一度、公正証書で決めているところもございまして、基本は、令和16年3月31日、こちらをもって終了というのが原則かなというふうに理解しているところでございます。

○亀割子ども部長 すみません。答弁を補足させていただきます。

土地の賃借契約は4月1日開園を想定していましたので、16年3月31日ということになっておりますが、開園時期が延びますと、整備費補助を出しているところもありますので、10年の運営というのが原則になります。10年の運営になりますと、16年3月

ではなくて、7月末ということになりますので、基本的には、ここまで延ばさなくてはならない、土地の賃借も、ということになります。

ここから先が交渉でして、7月で閉園するという保育園はあんまり就労支援していく施設として望ましくないなので、そこは園側と協議をしまして、確実に、この先、8月1日開園が決まる時点では、この土地の賃借期間も併せて決定をしていくという予定で、今、話を進めております。

○たかざわ委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 それでは、（3）（仮称）まなびの森保育園神保町の開設時期の再延期について、質疑を終了いたします。

以上で、子ども部の報告を終わり、地域振興部の報告に入ります。

（2）番、新産業振興の方向性について、理事者からの説明を求めます。

○森内産業企画担当課長 それでは、新産業振興の方向性についてということで、地域振興部資料3-1と3-2を用いまして、報告をさせていただきます。

まず1点目、調査の目的ということでございます。調査業務は、区の特性を生かした産業の振興についての調査を依頼させていただきました。依頼した業務内容は、以下の2点でございます。1点目は新しい産業の振興についての調査、2点目はイノベーション創出を促すためのスタートアップ支援についての調査ということでございます。

そして、二つ目、スタートアップ企業の立地状況について。これは、資料3-2を併せて説明させていただきたいと思っております。

まず、表面、3-2の資料の1番にあります東京都内におけるスタートアップの立地状況を示したものが表1でございます。これをご覧いただきますと、千代田区に立地するスタートアップは、渋谷区、港区に次いで多いということでございます。

この表の説明をもう一度させていただきますと、上段と下段と2段の構成になっておりまして、1段目、上段のほうが総数でございます。もう一つ、下段のほうが2013年以降設立ということですから、設立10年未満のスタートアップということでございます。先ほど申しましたように、千代田区は、港区や渋谷区に次いで、3番目ということでございますが、これは、総数においても、2013年以降の設立についても、同様の状況でございます。

注目すべきは、こちらの表については、上下の差分が実は重要でございまして、13年以降の設立の数が、非常に、渋谷区の場合、ちょうど全部で3段あるうちの真ん中の中央寄りにあるんですけども、渋谷区の場合、総数が1,558、2013年以降の設立が1,063ということでございます。ということは、元が495で、新たにこの10年で1,063が設立されたというような形になります。一方、千代田区の右側、二つ目でございますけど、港区は、総数が1,503、それから、2013年以降の設立は922ということですから、もともと581あったということで、この10年に922の設立があって、現在、1,503というような形になります。こういったように、渋谷区と港区におきましては、この10年で、総数が逆転するような状況になっております。



それから、裏面をご覧くださいますと、裏面の上側ですね、2番目に表2といたしまして、地域別に見た区内立地のスタートアップの特徴を業種・領域別に整理をしたものでございます。

ここで、ちょっと、まず、おわびを申し上げたいと思います。大変申し訳ございませんでした。前回の常任の中で、大丸有・永田町地域におけるスタートアップの集積状況について、ご質問いただきましたときに、約40%というようなお答えをしてしまったんですけども、これは、行を見間違っ、報告をさせていただいたものでございます。正式には、約30%、29.8%が大丸有・永田町地域の集積でございます。

この表の見方でございますけども、当初は、新産業の候補の抽出と同様に、スタートアップにおきましても、業種や領域別に立地を見る必要があるというふうに考えて、調査を依頼したものでございましたが、実は、通信関連が千代田区全体では46%、それから、一番少ない番町地域でも39%、一番多い万世橋地域で67%ということで、区内の各地域において、それほど大きな特徴が見られなかったということでございます。

それから、下のほうの表でございますけども、3番目、地域別に見た区内立地スタートアップの特徴の従業員規模別というところでございます。それぞれの地域で、10名未満から始まって、100名以上というところまでの割合を載せさせていただいたものでございます。これらを拝見しますと、従業員数が100名以上の規模の大きなスタートアップは、多く神保町地域や大丸有・永田町地域に立地をしているということが確認をされたということでございます。

資料3-1に戻りまして、3番目、地域の方々が求めている支援形態に対する考慮というところでございます。いろいろとご指摘を頂いたところでございますが、新産業の振興につきましても、既存の産業集積を踏まえ、親和性の高い、成長余力の大きな産業の候補について、顔の見える関係性を構築し、試行するものと定義をいたしました。それは、前回、ご報告のとおりでございます。ご指摘を頂き、いろいろ検討した結果でございますが、新規の産業集積だけではなく、個性的に光を放つ既存企業の変革や磨き上げなど、こういったことについても、新産業の振興と改めて定義をして、新産業を幅広く捉えることとしたいというふうに考えております。

新産業振興に関しましては、例えばでございますが、区内の商工関係団体に所属する事業者の魅力の発掘やSNSの発信などについて、連携大学との協力などによる既存事業者の認知度や魅力向上についても、新たな取組として、今後検討したいというふうに考えております。

また、eスポーツにつきましても、eスポーツを行うというのは、目的ではなく、あくまでも地域振興の一つの手段として捉えることにより、地域の方々に喜んでいただけるような形について、今後検討したいと考えております。

報告は以上でございます。

○たかざわ委員長 はい。質疑ございますでしょうか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 はい。それでは、(2)新産業振興の方向性について、終了いたします。

次に、（3）独立行政法人日本芸術文化振興会との連携協力について、説明を求めます。  
○加藤文化振興課長 それでは、地域振興部資料4に基づいてご説明させていただきます。

独立行政法人日本芸術文化振興会との連携協力についてでございますが、まず、本文のほうでございますが、この振興会につきましては、国立劇場や国立演芸場などを伝統芸能の拠点として施設を運営している団体となります。このたび、国立劇場また国立演芸場については、開場から55年以上が経過しており、施設の老朽化が著しいということで、今年の11月から令和11年度の末頃まで建て替え工事を行う予定となっております。その間、その文化振興会と区との共催で、内幸町ホールを使用して、区民の方々が優れた伝統芸能に身近に親しむことができる事業を実施するという事で、区民の方々に伝統芸能に触れる機会を創出し、また、区民等への伝統芸能の普及に寄与するため、連携協力に関する協定書を締結したものでございます。

1番のその協定書の概要でございます。

まず、（1）の連携協力事項としまして、4点あります。

まず、一つ目のアでございますが、区民の方々を対象にした伝統芸能の鑑賞また体験機会の充実を図るためのチケットの特別割引やそのほか区民還元事業に関する事ということで、例えば、事業をやると、区民の方を招待枠ということで、ご招待していただいて、鑑賞していただくといったところを考えているところでございます。続きまして、2点目のイですが、区内の小中学生を対象に、夏休み期間などにおける伝統芸能に触れる機会の提供に関する事。こちら、大きな休みが取れる期間について、伝統芸能に触れる機会を考えていただきたいと思います。3点目、ウにつきましては、内幸町ホールの施設利用、また、エに関しましては、共催で実施する事業の広報に関する事になります。

そして、（2）の内幸町ホールの優先利用でございます。こちらは、条例に基づいて、共催事業の実施を行うことで、内幸町ホールを優先利用できるものとするものでございます。通常の利用申込みにつきましては、内幸町ホールは1年前からお申し込みを頂きますが、これを、共催事業を実施することで、1年1か月前からお申し込みを頂けるものとなります。

そして、（3）の締結日は、令和5年1月30日に締結をしたものでございます。

今後の共催事業の実施予定ということで、令和6年の2月20日から25日の6日間、落語等を実施する予定です。今後も、こうした事業につきまして、幅広い事業を展開していただきたいということで、文化振興会と協議をして、実施に努めてまいりたいと思っております。

説明は以上です。

○たかざわ委員長 はい。質疑ございますか。

○牛尾副委員長 伝統芸能と、一言で言いますが、今回、2月から落語ということなんですけれども、伝統芸能というと、大体、どの範囲までのことを想定しているんですかね。

○加藤文化振興課長 具体的に、今、お話が来ているのが落語であったり、講談、また、紙切り、漫談といったところについて、今回、実施のほうを検討しているというお話を頂いております。

○牛尾副委員長 この文化振興会と区の共催事業とありますけれども、ここに参加する、共催事業に参加する芸人さんたちというのは、この振興会に加わっている方々、それとも、

振興会の方々がいろんな方々を呼ぶということなんですか。

○加藤文化振興課長 基本的には、文化振興会のほうに所属している方になろうと思いますが、当然、それぞれの団体に属している方々からお呼びして来ていただく、今、まさしく国立劇場でやっているような各番組のほうに招聘されて、お越しいただいて、それを見ていただいていると。そういったところについて、同様にやっていただけるものと思っております。

○牛尾副委員長 区内の方々が、区内の小中学生がこうしたことに触れるというのは、非常にいいことだと思います。ただ、ちょっと1点、心配なのが、今回、振興会の皆さんが優先利用、内幸町ホールを優先利用できると。文化振興を行っている団体というのはほかにもあるわけで、そうした団体の方から見ると、何でここだけというふうに捉えられないかなという心配があるんですけど、その辺についてはいかがですか。

○加藤文化振興課長 この文化振興会さんのほうに所属している方々、いわゆる芸人さんとお呼びするのがいいのかどうか、ちょっと私は何とも分からないんですが、非常に質の高い方々が多いかと思えます。また、国立演芸場のほうでやっていただいている利用料金も、ほかの演芸場でやられるようなものよりも、かなり格安で見ることができるということで、同様の形でおやりになるんだと思っております。やはり国立でやられているといったところのプライド、また、コネクションといったものを内幸町ホールの中で展開していただけるというふうに思っており、本当に区民の方々に質の高い演芸を見ていただけるというふうに思っております。

○牛尾副委員長 うん。まあ、いいや。

○たかざわ委員長 ほかがどう思うかということでしょう。

○牛尾副委員長 うん。

○たかざわ委員長 ほかにございますか。

○小野委員 こちらは、国立劇場が建て替え工事をされる間ということなんですけれども、一応、この連携をする期間というのは、この期間全てを考えていらっしゃるのでしょうか。今のところ、事業の実施予定だけは記載があるんですけども、その辺り、もしあれば、すみません。ちょっと見落としはありますけど、締結日は書いてあるんですけども、ちょっとそこを教えてください。

○加藤文化振興課長 1年間の協定の締結期間にはなってございますが、特に、いずれか一方からの書面による申出がない場合は、有効期間を1年間更新するという内容になってございまして、基本的には、そのまま続けていただけるものだと思っております。

○小野委員 分かりました。

ありがとうございます。ということは、あれですね。一応、あちらからの申入れに応じるというスタイルということですね。承知いたしました。

となると、申入れがないと、逆に、そのままもう消えてしまう可能性もゼロじゃないのかなというのちょっと気になったんですけど、その場合、一応、働きかけはされますか。要は、やってみて、やっぱり非常にいいなということもあって、あちらとしての反応がどうかというのは、それは置いておいて、こちらとしても、よさそうだったら、次年度もという働きかけをされるかどうか。いかがでしょうか。

○加藤文化振興課長 取りあえず、当面、令和6年の2月の予定だけ掲載してございます

が、その後も、このぐらいの時期にやりたいというお話も頂いてございますので、ちょっとそこについては、またいろんな兼ね合いがございますので、そこはちょっと調整しながら、進めていきたいと思っております。

○小野委員 分かりました。オーケーです。

○たかざわ委員長 よろしいですか。

○小野委員 はい。ありがとうございます。

○たかざわ委員長 ほかにございますか。

よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 それでは、（３）独立行政法人日本芸術文化振興会との連携協力について、質疑を終了いたします。

次に、（４）文化財に関する計画策定の進捗状況について、説明を求めます。

○恩田文化財担当課長 それでは、地域振興部資料５に基づきまして、文化財に関する計画策定の進捗状況について、ご報告をさせていただきます。

２枚目に、Ａ３の横で、進捗状況ということで、表を作りましたので、こちらをご参照いただきながらと思っております。

まず最初です。国指定「常盤橋門跡」保存活用計画です。

計画策定の背景については、こちらに記載のとおりです。

進捗状況でございますけれども、常盤橋門跡の適切な保存と活用を図り、次世代へ継承していくことを目的に、平成３０年９月に国指定史跡常盤橋門跡保存活用計画策定委員会を設置しました。これまで９回の策定委員会を開催し、史跡の本質的価値やそれに準ずる価値を再整理し、それに基づく保存・活用・整備に関する基本方針などをまとめております。現在、令和５年度上半期の策定を目指して作業を進めているというところでございます。

２番目です。国指定史跡常盤橋門跡を含む常盤橋公園整備計画です。

計画策定の背景は記載のとおりです。

進捗状況でございますけれども、常盤橋門跡を顕在化し、史跡としての文化的、歴史的価値を高め、さらなる活用の機会を生み出すことを目的として、令和２年１０月に国指定史跡常盤橋門跡を含む常盤橋公園整備計画策定委員会を設置しました。これまで４回の策定委員会を開催し、計画策定の論点を整理し、計画の構成等について検討を行ったほか、作業部会において、公園整備の具体案について検討を行っております。現在、令和５年度の策定を目指しています。

裏面へ移りたいと思います。３番目です。江戸城外堀跡保存活用計画です。

計画策定の背景は記載のとおりでございます。

進捗状況でございますけれども、江戸城外堀跡保存活用計画を策定するため、本年２月１日付で、関係３区による協定書を締結いたしました。現在、同計画策定委員会の設置に向けた調整を行っており、今年度内に第１回策定委員会を開催する予定です。

４番目です。文化財保存活用地域計画です。

計画策定の背景は記載のとおりです。

進捗状況でございます。千代田区における文化財の保存・活用に関する基本方針を策定

することにより、文化財をまちづくりや観光などに生かしつつ、地域が一体となって文化財の保存・活用・継承に取り組むことを目的に、令和3年8月、文化財保存活用計画策定委員会を設置しました。これまで区における文化財の現状を把握するための総合調査と意識調査を実施したほか、3回の策定委員会を開催し、課題の洗い出しを行いながら、計画の構成や記載内容について検討を進めております。現在、令和5年度の策定を目指して作業を進めております。

それから、常盤橋関係、資料5-2のところに常盤橋関係というところで、真ん中に公園整備というところがございますけれども、こちらの暫定整備工事についてもご報告をさせていただきたいと思っております。

3枚目の資料5-3をご覧ください。国指定史跡「常盤橋門跡」、こちらのほうは、記載の赤で囲った部分が史跡の指定範囲となります。こちらで、4枚目をちょっと見ていただきまして、現在、工事の残置物が様々残っておりまして、こちらにあるように、仮設小屋の撤去、それから、残置物の廃棄とか、コンテナ内異物搬出、残置物の整頓、コンテナ撤去など、こういった、あと、仮囲いの撤去も行いまして、今、見れる状態になっていないところをある程度見ていただけるような形で、作業を進めたいと——作業員が進めております。今後、こちらのほうの撤去が終わりましたら、ベンチ、それから、階段、それと、残置物について——残置物と、枳形門内にも照明をつけまして、ライトアップをすることで、別の形でも楽しんでいただけるような整備を進めていく予定でございます。

ご報告は以上です。

○たかざわ委員長 はい。説明が終わりました。質疑ございますか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 はい。それでは、（4）文化財に関する計画策定の進捗状況について、終了いたします。

次に、（5）千代田区民体育大会の見直し検討会 中間の取りまとめについて、説明を求めます。

○小田スポーツ推進担当課長 私からは、千代田区民体育大会の見直し検討会 中間の取りまとめについてご報告いたします。地域振興部資料6として、A4、左上1か所留めの千代田区民体育大会の見直し検討会中間の取りまとめについてというタイトルの概要版と、併せて、別紙として、本編の冊子をお配りしております。本編の冊子のほうは、後ほどご確認いただければと思います。

報告の内容でございますが、令和3年度より区民体育大会の見直し検討会として、議論を重ねてまいりましたが、このたび、検討会としての方向性の取りまとめができましたもので、報告いたします。

なお、本取りまとめは、中間の取りまとめとしてございますが、現状、区民体育大会の中止が6年続き、大会そのものが開催できてございません。開催後、見直しの可能性があることを想定し、あえて現段階ではこのようなタイトルでまとめさせていただきます。

では、概要版に沿ってご説明いたします。改めて、地域振興部資料6をご覧ください。

本取りまとめは、全4章で構成されております。第1章、千代田区民体育大会については、これまでの区民体育大会について、大会の概要とともに、これまで顕在化してきた

課題を記載させていただいております。

当見直し検討会設置の経緯でございますが、平成27年度に区民体育大会のあり方検討会による提言がまとめられました。平成29年度から大会の中止が続いていることを受け、令和3年度に、改めて当見直し検討会を設置の上、検討を行ってきたものでございます。

続いて、第2章、見直し検討会での議論については、第1節で、区民体育大会における重要な課題として3点を挙げ、第2節では、これらの課題への対応について触れております。

第2節の（1）会場に関する課題ですが、こちらは、特に会場の混雑とグラウンドコンディションの悪化による中止が課題として挙げられました。調査検討の内容が1ページの下に記載されている表のとおりでございます。会場の広さはもとより、土曜日に設営し、日曜日に体育大会を実施することを前提での予約の実現性までを検証したところ、外濠公園総合グラウンドと国立競技場が候補として残りました。

国立競技場での開催について検討を行ったところ、一体となって盛り上がるためには、施設の規模が大き過ぎることや、中の芝生の部分が使えず、いわゆる、アンツーカー、あとは、トラックの部分しか使えないということの問題とする意見がございました。一方で、国立競技場での開催は、これまでの大会にはない新たな要素を盛り込んだ大会ができる可能性もあることから、記念大会などの開催も含め、将来における開催を見据えた検討を継続したいとの意見もございました。

その一方で、外濠公園総合グラウンドについては、人工芝生化により、降雨に対して、一定の改善が見込まれ、かつ、多くの経験が蓄積していることから、その優位性について、委員の多くから意見が出され、外濠公園総合グラウンドで体育大会を試行し、課題を明らかにするステップを踏むのも方策として考えてみてはどうかという方向で、委員の意見がまとまったものでございます。

恐れ入ります。1枚おめくりください。2ページでは、第2節の（2）として、幅広い区民の参加についてとして挙げております。こちらは、課題として、町会未介入者等の参加や大会の認知度が挙げられました。混雑する会場の中で、より幅広い区民の参加を可能にするためには、限られたスペースを有効に活用しなくてはなりません。そのため、プログラムの分割や会場の分割により、参加者を分散しながら、幅広い区民の参加を図る案について、検討が行われました。こうした案に対し、委員からは、時間帯でプログラムを分けた場合、人の入替えの問題が発生したり、そもそも参加者の一体感が感じられず、盛り上がり欠けるのではないのかといった意見が出されました。

こうしたことから、幅広い区民の参加については、資料にも記載してございますが、これまでの体育大会における親睦に加え、スポーツ体験コーナーやキッチンカーなど、幅広い区民が気軽に立ち寄れるコンテンツを設置する等、幅広い区民がふらっと立ち寄り、区民の親睦が図れる場ができるよう、今後も検討が必要であると取りまとめました。

続いての課題は、（3）新型コロナウイルス対策についてです。こちらについては、これまで区民体育大会では密な距離感かつ大声での応援が行われる中で、飲食とともに、体育大会を楽しんでおりました。そのため、委員からは、コロナ禍の中では、これまでのように、車座になって飲食することは不可能ではないのかといった意見もございました。検

討会実施時点での東京都における大規模イベント開催のガイドラインでは、大声を出す場合は、1メートル以上、人と人との距離が必要とされ、拍手による応援の励行など、本編では挙げておりましたが、今現在、マスク着用であれば、大声も可能というふうなことで、変更になっております。また、飲食については、現時点では、ガイドラインは見直されておりませんが、今後、国が感染症法上の2類相当から5類に移行していく過程で、ガイドラインの見直しが起こり得ると思われまます。

検討会では、記載のとおり、区及び実施委員会は、体育大会の開催を前提としながらも、新型コロナウイルスの流行状況、国や東京都の動向を注視し、時勢を踏まえた適正な判断を行う必要があるという形で取りまとめました。

第2章、見直し検討会での議論については、以上でございます。

続いて、第3章、その他委員からの意見では、第2章で触れた課題以外についても、委員の皆様から幅広いご意見を頂いております。その意見とともに、検討会としての方向性を取りまとめたものでございます。

（1）番、体育大会の認知度についてですが、告知の強化を求める意見に対して、委員からは、チラシや区のSNSは見る人しか見ない。あとは、PTAでは、学校や園などを通じて、チラシを配付し、子どもを通じた周知を行っているなどの意見が出されました。このことから、当検討会では、ロコミヤ区報では届かない区民に対する周知の方法を、とまとめました。

続いて、（2）番、新たな競技・種目についてですが、親子が参加できるものや、ゴールする時間を指定し、速さを競わない競争など、こちらについては、本編にも記載し切れないほど、様々な新しい競技の案を頂きました。当検討会としては、会場である外濠公園総合グラウンドの人工芝生化や新型コロナウイルス対策といった外的環境の変化を踏まえた競技種目の検討を、として取りまとめてございます。

続いて、（3）番、弁当の提供及び飲食でございますが、弁当の提供を中止する意見に対しては、委員からは、弁当の提供が止まると、町会として参加者を募る声をかけにくいといったものや、区内の飲食店のブース出展、あるいは、チケット配布などといった代替案も必要といったご意見を頂いたところでございます。こうしたご意見を頂いておりますが、弁当の提供というものは飲食を伴うものであることから、飲食については、先ほどの第2章ともかぶってくる内容であるんですが、新型コロナウイルスをはじめ、諸般の状況を鑑み判断を、として取りまとめております。

続いて、（4）番、大会に彩りを添える「勝ち負け」についてとして、連合町会対抗であっても、勝敗にかかわらず、和やかな大会にしてほしいという意見に対し、委員からは、賞金があることにより、勝負に対する意識が強くなっている。あるいは、親睦に水を差すような審判への強い抗議があるといった意見があったものでございます。そうしたことから、当検討会としては、体育大会の趣旨の再確認、そして、必要に応じて、賞金の再検討を、として取りまとめております。

最後になります、こちら、（5）番、客席をはじめとしたレイアウトについてですが、競技のスペースを狭くし、連合町会のスペースを広くするという意見があった一方で、その場合、リレーなどは、カーブがきつくなるおそれがあるといった意見も出されました。こうしたことから、当検討会としては、安全な大会運営を実現できるよう、一方で、レイ

アウトに工夫を、とまとめてございます。

続いて、第4章、終わりにでございますが、こちらでは、現在顕在化している課題と、実際の開催において、新たな課題が発生することが見込まれるということ踏まえた上で、今後、さらに親しみが持て、誰でも参加できる体育大会へ、これまでの千代田区の文化、伝統を引き継ぐとともに、新たな区民イベントとして、さらに発展させることを期待という形で、結んでございます。

概要版の最後のページには、これまでの検討過程について、記載してございます。令和3年度には2回、令和4年度には3回、計5回の見直し検討会を経て、このような形での取りまとめとなりました。

報告は以上でございます。

○たかざわ委員長 はい。説明いただきました。質疑ございますか。  
よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 はい。それでは、（5）千代田区民体育大会の見直し検討会 中間の取りまとめについて、終了いたします。

以上で、日程2、報告事項を終わり、日程3、その他に入ります。

委員の方から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 それでは、執行機関から何かございますか。（発言する者あり）よろしいですか。はい。

それでは、本日は、これもちまして、閉会といたします。お疲れさまでした。

午後2時14分閉会